

第百六十二回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 五 号

平成十七年三月一日(火曜日)
午後三時十九分開議

出席委員

委員長 実川 幸夫君
理事 左藤 章君
理事 野田 聖子君
理事 安住 淳君
理事 松野 頼久君
理事 岡本 芳郎君
理事 亀井 久興君
理事 佐田 玄一郎君
理事 鈴木 淳司君
理事 谷本 龍哉君
理事 西銘恒三郎君
理事 平井 卓也君
理事 松本 純君
理事 五十嵐文彦君
理事 稲見 哲男君
理事 小宮山泰子君
理事 高井 美穂君
理事 中村 哲治君
理事 松崎 公昭君
理事 河合 正智君
理事 塩川 鉄也君
理事 横光 克彦君

(政府参考人)
(総務省自治財政局長) 瀧野 欣彌君
(政府参考人)
(総務省自治財政局長) 板倉 敏和君
(政府参考人)
(財務省主計局次長) 勝 栄二郎君
(政府参考人)
(文部科学省大臣官房審議 樋口 修資君
(官)
(政府参考人)
(厚生労働省大臣官房審議 中島 正治君
(官)
総務委員会専門員 石田 俊彦君

委員の異動
三月一日

辞任 田中 英夫君
補欠選任 西銘恒三郎君
塩川 鉄也君
吉井 英勝君

同日 辞任 西銘恒三郎君
補欠選任 鈴木 淳司君
吉井 英勝君
塩川 鉄也君

同日 辞任 鈴木 淳司君
補欠選任 田中 英夫君

二月二十五日

国の財政再建優先の「三位一体の改革」でなく、
地方分権のための地方税財政改革を進める意見
書(岡山県赤坂町議会(第三四七二号))
現行合併特例法の経過措置に係る期限延長を求
める意見書(京都府伊根町議会(第三四七二号))
国営としての郵政事業堅持を求める意見書(山
形県川西町議会(第三四七三三号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持の意見書(富山県宇奈月町議会(第三四

七四号))
国民のための郵政事業改革を求める意見書
(石川県川北町議会(第三四七五号))
国民のための郵政事業改革を求める意見書(石
川県島越村議会(第三四七六号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持に関する意見書(福井県今庄町議会(第
三四七七号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持の意見書(福井県朝日町議会(第三四七
八号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持の意見書(福井県越前町議会(第三四七
九号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持の意見書(福井県越前町議会(第三四七
九号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持の意見書(福井県越前町議会(第三四八
〇号))
国家国民のための日本郵政公社としての経営形
態堅持に関する意見書(福井県織田町議会(第
三四八一号))
国営の公社による郵政三事業の維持存続に関す
る意見書(佐賀県上峰町議会(第三四八二号))
国民のための郵政改革を求める意見書(佐賀県
西有田町議会(第三四八三三号))
国民のための郵政事業改革を求める意見書(熊
本県鹿北町議会(第三四八四号))
三位一体改革に伴う財源確保に関する意見書
(北海道北竜町議会(第三四八五号))
三位一体の改革及び自治体財政確立について
の意見書(北海道清水町議会(第三四八六号))
三位一体の改革に関する意見書(福島県議会
(第三四八七号))
三位一体改革に関する意見書(鳥取県岩美町
議会(第三四八八号))
三位一体改革に関する意見書(鳥取県北条町

議会(第三四八九号))
三位一体改革に関する意見書(高知県野市町
議会(第三四九〇号))
真の地方分権改革の実現に関する意見書(北海
道岩内町議会(第三四九一号))
市町村財政基盤の強化についての意見書(愛知
県武豊町議会(第三四九二号))
住民基本台帳の閲覧に関する意見書(千葉県船
橋市議会(第三四九三三号))
住民基本台帳の閲覧に関する意見書(徳島県日
和町議会(第三四九四号))
税源移譲での自主財源拡大、地方交付税制度の
堅持、充実による地方税財政改革を求める意見
書(愛知県扶桑町議会(第三四九五号))
地方交付税制度の堅持と総額確保に関する意見
書(秋田県本荘市議会(第三四九六号))
地方交付税制度の堅持と総額確保に関する意見書
(山形県川西町議会(第三四九七号))
地方交付税制度の堅持と充実に関する意見書
(埼玉県川越市議会(第三四九八号))
地方交付税の削減に反対する意見書(千葉県栄
町議会(第三四九九号))
地方交付税制度の堅持と総額確保に関する意見
書(長野県豊丘村議会(第三五〇〇号))
地方交付税所要総額確保等に関する意見書(滋
賀県野洲市議会(第三五〇一号))
地方分権と地方財源の充実強化に関する意見書
(滋賀県安土町議会(第三五〇二号))
地方交付税制度の堅持と総額確保に関する意見
書(滋賀県蒲生町議会(第三五〇三三号))
地方交付税制度堅持と総額確保に関する意見書
(兵庫県稲美町議会(第三五〇四号))
地方交付税制度の堅持と総額確保に関する意見
書(兵庫県和田山町議会(第三五〇五号))

意見書(青森県小泊村議会)(第三五七九号)	意見書(仙台市議会)(第三五九八号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(福島県広野町議会)(第三六二七号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(青森県横浜町議会)(第三五八〇号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県丸森町議会)(第三五九九号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(福島県楢葉町議会)(第三六二八号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(青森県東北町議会)(第三五八一号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県亘理町議会)(第三六〇〇号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(福島県浪江町議会)(第三六二九号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(青森県福地村議会)(第三五八二号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県岩出山町議会)(第三六〇一号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県結城市議会)(第三六四〇号)
意見書(岩手県大船渡市議会)(第三五八三号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県涌谷町議会)(第三六〇二号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県つくば市議会)(第三六四一号)
意見書(岩手県大船渡市議会)(第三五八三号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県田尻町議会)(第三六〇三号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県小川町議会)(第三六四二号)
意見書(岩手県水沢市議会)(第三五八四号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県高清水町議会)(第三六〇四号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県桂村議会)(第三六四三号)
意見書(岩手県雫石町議会)(第三五八五号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県花山村議会)(第三六〇五号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県麻生町議会)(第三六四四号)
意見書(岩手県葛巻町議会)(第三五八六号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県南方町議会)(第三六〇六号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県総和町議会)(第三六四五号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(岩手県安代町議会)(第三五八七号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(宮城県歌津町議会)(第三六〇七号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(茨城県三和町議会)(第三六四六号)
意見書(岩手県大迫町議会)(第三五八八号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県鷹巣町議会)(第三六〇八号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(栃木県国分寺町議会)(第三六四七号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(岩手県東和町議会)(第三五八九号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県比内町議会)(第三六〇九号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(栃木県岩舟町議会)(第三六四八号)
意見書(岩手県湯田町議会)(第三五九〇号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県阿仁町議会)(第三六一〇号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(群馬県太田市議会)(第三六四九号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(岩手県沢内村議会)(第三五九一号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県八郎潟町議会)(第三六一一号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(群馬県伊香保町議会)(第三六五〇号)
意見書(岩手県胆沢町議会)(第三五九二号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県井川町議会)(第三六一二号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(群馬県新治村議会)(第三六五二号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(岩手県大東町議会)(第三五九三号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県美郷町議会)(第三六一三号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(群馬県大間々町議会)(第三六五三三三)
意見書(岩手県室根村議会)(第三五九四号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県仙台町議会)(第三六一四号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(埼玉県熊谷町議会)(第三六五四号)
平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(岩手県宮守村議会)(第三五九五号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(秋田県羽後町議会)(第三六一五号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(埼玉県花園町議会)(第三六五五号)
平成十七年度以降の地方交付税所要総額の確保に関する意見書(岩手県普代村議会)(第三五九六号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(山形県村山市議会)(第三六一七号)	平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(埼玉県栗橋町議会)(第三六五六号)

意見書(岡山県玉野市議会)(第三八〇九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県呉市議会)(第三八一〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県三原市議会)(第三八一一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県尾道市議会)(第三八一二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県熊野町議会)(第三八一三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県音戸町議会)(第三八一四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県大野町議会)(第三八一五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(広島県安芸太田町議会)(第三八一六号)	意見書(徳島県木屋平村議会)(第三八二八号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高松市議会)(第三八二九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県三木町議会)(第三八三〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県国分寺町議会)(第三八三一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県綾歌町議会)(第三八三二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県宇多津町議会)(第三八三三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県琴平町議会)(第三八三四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県仲南町議会)(第三八三五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県山本町議会)(第三八三六号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県三野町議会)(第三八三七号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県大野原町議会)(第三八三八号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県豊中町議会)(第三八三九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(香川県詫間町議会)(第三八四〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県西条市議会)(第三八四一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県松前町議会)(第三八四二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県中山町議会)(第三八四三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県内子町議会)(第三八四四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県瀬戸町議会)(第三八四五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県三崎町議会)(第三八四六号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(愛媛県津島町議会)(第三八四七号)	平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県室戸市議会)(第三八四八号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県奈半利町議会)(第三八四九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県田野町議会)(第三八五〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県赤岡町議会)(第三八五一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県池川町議会)(第三八五二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県中土佐町議会)(第三八五三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県佐賀町議会)(第三八五四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(高知県三原村議会)(第三八五五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県飯塚市議会)(第三八五六号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県小竹町議会)(第三八五七号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県鞍手町議会)(第三八五八号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県宮田町議会)(第三八五九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県碓井町議会)(第三八六〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県庄内町議会)(第三八六一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県宝珠山村議会)(第三八六二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県吉井町議会)(第三八六三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県浮羽町議会)(第三八六四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県大木町議会)(第三八六五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県黒木町議会)(第三八六六号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する	意見書(福岡県立花町議会)(第三八六七号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県三橋町議会)(第三八六八号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県添田町議会)(第三八六九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県金田町議会)(第三八七〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県赤池町議会)(第三八七一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県大平村議会)(第三八七二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(福岡県川副町議会)(第三八七三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県三田川町議会)(第三八七四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県脊振村議会)(第三八七五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県基山町議会)(第三八七六号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県三根町議会)(第三八七七号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県上峰町議会)(第三八七八号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県西有田町議会)(第三八七九号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(佐賀県山内町議会)(第三八八〇号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(長崎県長与町議会)(第三八八一号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(長崎県琴海町議会)(第三八八二号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(長崎県大瀬戸町議会)(第三八八三号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(長崎県森山町議会)(第三八八四号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(長崎県高来町議会)(第三八八五号) 平成十七年度地方交付税所要総額確保に関する 意見書(長崎県国見町議会)(第三八八六号)
--	--	--	--

議会(第三九六三号) 郵政民営化反対に関する意見書(北海道中標津町議会)(第三九六四号) 郵政事業に係る公金取扱の改善に関する意見書(宮城県気仙沼市議会)(第三九六五号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県常陸太田市議会)(第三九六六号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県高萩市議会)(第三九六七号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県北茨城市議会)(第三九六八号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県つくば市議会)(第三九六九号) 郵政事業経営形態を堅持するための意見書(茨城県小川町議会)(第三九七〇号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県桂村議会)(第三九七一号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県玉造町議会)(第三九七二号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県桜川村議会)(第三九七三号) 郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県総和町議会)(第三九七四号) 郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書(栃木県栃木市議会)(第三九七五号) 郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県大田原市議会)(第三九七六号) 郵政事業経営形態に関する意見書(栃木県南那須町議会)(第三九七七号) 郵政事業民営化に慎重な審議を求める意見書(群馬県議会)(第三九七八号) 郵政事業経営形態に関する意見書(埼玉県八潮市議会)(第三九七九号) 郵政民営化に関する意見書(さいたま市議会)(第三九八〇号) 郵政民営化に関する意見書(埼玉県花園町議会)(第三九八一号) 郵政事業サービスに関する意見書(埼玉県鷲宮町議会)(第三九八二号)	郵政民営化に関する意見書(千葉市議会)(第三九八三号) 郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書(千葉県富里市議会)(第三九八四号) 郵政事業の現行公社制度堅持を求める意見書(千葉県栄町議会)(第三九八五号) 郵政事業の民営化に慎重な議論を求める意見書(東京都稲城市議会)(第三九八六号) 郵政事業の民営化に関する意見書(東京都あきる野市議会)(第三九八七号) 郵政事業の民営化に関する意見書(神奈川県小田原市議会)(第三九八八号) 郵政事業のあり方についての意見書(神奈川県座間市議会)(第三九八九号) 郵政事業の現行経営形態の存続を求める意見書(新潟県青海町議会)(第三九九〇号) 郵政公社の経営形態堅持を求める意見書(富山県高岡市議会)(第三九九一号) 郵政事業の民営化に関する意見書(富山県砺波市議会)(第三九九二号) 郵政民営化に関する意見書(富山県細入村議会)(第三九九三号) 郵政事業の改革に関する意見書(石川県加賀市議会)(第三九九四号) 郵政事業に関する意見書(石川県山中町議会)(第三九九五号) 郵政事業の改革を求める意見書(石川県野々市町議会)(第三九九六号) 郵政事業の公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県河内村議会)(第三九九七号) 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(石川県白峰村議会)(第三九九八号) 郵政事業の改革に関する意見書(石川県富来町議会)(第三九九九号) 郵政事業の改革に関する意見書(石川県志雄町議会)(第四〇〇〇号) 郵政事業の改革に関する意見書(石川県志賀町議会)(第四〇〇一号) 郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県門前町議会)(第四〇〇二号) 郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県能登町議会)(第四〇〇三号) 郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(石川県内浦町議会)(第四〇〇四号) 郵政事業に関する意見書(福井県松岡町議会)(第四〇〇五号) 郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(福井県春江町議会)(第四〇〇六号) 郵便局の現行経営形態(日本郵政公社)の堅持を求める意見書(福井県坂井町議会)(第四〇〇七号) 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(山梨県議会)(第四〇〇八号) 郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県牧丘町議会)(第四〇〇九号) 郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県笛吹市議会)(第四〇一〇号) 郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県秋山村議会)(第四〇一一号) 郵政事業経営形態に関する意見書(山梨県道志村議会)(第四〇一二号) 郵政民営化反対に関する意見書(山梨県丹波山村議会)(第四〇一三号) 郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(長野県下諏訪町議会)(第四〇一四号) 郵政事業の郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの堅持に関する意見書(静岡県掛川市議会)(第四〇一五号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県半田市議会)(第四〇一六号) 郵政事業の民営化に関する意見書(愛知県犬山市議会)(第四〇一七号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県稲沢市議会)(第四〇一八号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県東海市議会)(第四〇一九号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県大口町議会)(第四〇二〇号)	郵政事業改革に関する意見書(愛知県扶桑町議会)(第四〇二一号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県平和町議会)(第四〇二二号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県甚目寺町議会)(第四〇二三号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県飛鳥村議会)(第四〇二四号) 郵政事業民営化に反対する意見書(愛知県南知多町議会)(第四〇二五号) 郵政事業の改革に関する意見書(愛知県武豊町議会)(第四〇二六号) 郵政事業の民営化に反対する意見書(愛知県足助町議会)(第四〇二七号) 郵政事業民営化に関する意見書(愛知県富山村議会)(第四〇二八号) 郵政民営化に関する意見書(三重県議会)(第四〇二九号) 郵政民営化反対に関する意見書(三重県伊賀市議会)(第四〇三〇号) 郵政事業の民営化に関する意見書(三重県名張市議会)(第四〇三一号) 郵政民営化に関する意見書(三重県熊野市議会)(第四〇三二号) 郵政事業民営化に当たつての意見書(三重県川越町議会)(第四〇三三号) 「郵政事業民営化に反対」に関する意見書(三重県美里村議会)(第四〇三四号) 「郵政事業民営化に反対」を求める意見書(三重県安濃町議会)(第四〇三五号) 「郵政事業民営化反対」に関する意見書(三重県香良洲町議会)(第四〇三六号) 郵政事業民営化反対に関する意見書(三重県美杉村議会)(第四〇三七号) 郵政事業民営化に関する意見書(三重県小俣町議会)(第四〇三八号) 郵政事業民営化に当たつての意見書(三重県大宮町議会)(第四〇三九号) 郵政事業の諸機能存続に関する意見書(三重県
---	---	--

御園村議会(第四〇四〇号)

郵政事業民営化に関する意見書(三重県紀和町議会(第四〇四一〇号))

郵政民営化に反対する意見書(滋賀県蒲生町議会(第四〇四二〇号))

郵政民営化に関する意見書(大阪府議会(第四〇四三〇号))

郵政民営化に関する意見書(大阪府泉南市議会(第四〇四四〇号))

郵政事業の在り方に関する意見書(和歌山県桃山町議会(第四〇四五〇号))

郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(鳥取県岩美町議会(第四〇四六〇号))

郵政民営化は充分な検討のもとに、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県赤坂町議会(第四〇四七〇号))

郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県佐伯町議会(第四〇四八〇号))

郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県瀬戸内市議会(第四〇四九〇号))

郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県西粟倉村議会(第四〇五〇〇号))

郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県久米町議会(第四〇五二〇号))

郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書(岡山県瀬原町議会(第四〇五三〇号))

郵政民営化に反対する意見書(広島県熊野町議会(第四〇五四〇号))

「郵便局の現状維持」に関する意見書(山口県福栄村議会(第四〇五五〇号))

郵政事業の民営化反対の意見書(徳島県阿波町議会(第四〇五六〇号))

郵政分割民営化の中止を求める意見書(高知県中土佐町議会(第四〇五七〇号))

郵政事業の民営化反対に関する意見書(佐賀県議会(第四〇五八〇号))

郵政事業の改革に関する意見書(佐賀県武雄市議会(第四〇五九〇号))

郵政民営化に反対する意見書(佐賀県鹿島市議会(第四〇六〇〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県川副町議会(第四〇六一〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県三田川町議会(第四〇六二〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県基山町議会(第四〇六三〇号))

郵政事業民営化に反対する意見書(佐賀県三根町議会(第四〇六四〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(佐賀県山内町議会(第四〇六五〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県長津佐町議会(第四〇六六〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県国見町議会(第四〇六七〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県加津佐町議会(第四〇六八〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県佐々町議会(第四〇六九〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(熊本県岱明町議会(第四〇七〇〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(熊本県岱明町議会(第四〇七〇〇号))

郵政事業の民営化に反対する意見書(熊本県岱明町議会(第四〇七〇〇号))

本県玉東町議会(第四〇七一〇号)

郵政三事業改革に対する意見書(那覇市議会(第四〇七二〇号))

郵政民営化に関する意見書(沖縄県伊江村議会(第四〇七三〇号))

郵政三事業改革に対する意見書(沖縄県北谷町議会(第四〇七四〇号))

郵政三事業改革に対する意見書(沖縄県西原町議会(第四〇七五〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

○実川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治財政局長瀧野欣彌君、自治税務局長板倉敏和君、財務省主計局次長勝榮二郎君、文部科学省大臣官房審議官樋口修資君及び厚生労働省大臣官房審議官中島正治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○実川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安住淳君。

○安住委員 まず、委員長と与党の皆さんに申し上げなければなりません。

先週の委員会の運営についてちょっと確認をして、また、我々としては、今後こういうことが二度とないようということと発言をさせていただきます。

実は、先週、二十三日に理事会がありまして、本日の交付税法の趣旨説明を翌二十四日にやるという合意がなされました。ところが、二十四日の委員会開催の直前になりまして、与党の方から急遽、こういうことは余り前例がないんですが、与党だけで質疑をしたい旨の発言がありまして、私たち野党としては強く抗議をしました。が、与党単独で質疑に踏み切った。後から事情を聞くと、財務金融委員会が我が党が欠席をしたので、それに對抗してやった旨の自民党の国対の幹部の発言がありました。が、今の時代に江戸のかたきを長崎で討つような、そんな非常識なことをやるのは断じて許されたいわけでありまして。

このことについては、後日、理事会で自由民主党の理事から正式に謝罪がありました。また、委員長の方からも遺憾の意がありましたので、二度とこういうことがないように、約束したことは守るよう、趣旨説明をすると言えは趣旨説明をきちっとする、それ以外の質疑をきちっとやらないということ、これはちゃんと野田理事の方からは正式に謝罪がありましたから……(発言する者あり)しかし、謝罪の意思が、反省の色がない与党の議員もいますが、だれだかわかりませんけれども、委員長、まず、そのことについて発言を求めます。

○実川委員長 今回の運営につきましては遺憾でありました。

今後、与野党理事間の合意を踏まえまして、円満な委員会運営に心がけてまいります。(発言する者あり)

○安住委員 ちょっと聞えなかったんで、もう一回。(発言する者あり)

○実川委員長 ちょっと静かにしてください。

今回の運営につきましては大変遺憾でありました。

今後、与野党理事間の協議を踏まえまして、円満な委員会運営に心がけてまいります。

○安住委員 交付税は重要な法案で、我々は趣旨説明を含めて合意していたわけですから、それを

一方的に合意のないままに委員会の質疑をするというのは、今まで長い歴史の中で国会ではないわけです。

我々はルールを守れと言っているわけであって、そのことについては、委員長の方からも謝罪もありましたし、野田理事の方からも正式にありました。この委員会での慣例をぜひ守っていただかないと、今後、審議に非常に重要な支障を来すということがありますので、まず厳重に注意を申し上げておきます。

さて、きょうは交付税の話ですから、地財計画を含めて、この一年間の動きについて少しお話をさせていただきます。これを縮減しろ、圧縮しろという話をしていました。私は、ここには大変違和感があります。しかし一方で、地方交付税の改革をするときには、やはりこれは一つ考えなければならぬ指摘であることは事実のような気がいたします。

今回は、地財計画全体で八十三兆七千七百億円、これは前年度に比べて九千億円の縮減にとどまっておりますが、しかし、九千億円縮減をいたしました。こうした財務省の話を受けてということも一つあると思います。また、交付税ベースで十六兆九千億円。この現状について、この額についてですけれども、大臣はどのような御感想をお持ちですか。また、先ほど私が申し上げた谷垣財務大臣に対する指摘についての意見を聞かせていただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 今お話のあった七・八兆でしたか、昨年、谷垣財務大臣の方から、秋ごろでしたか、そういった御指摘があって、過大計上があるというお話だったと思いますので、最初に、これは財務大臣も御自身で署名なさったものをみずから過大計上と否定なさるのには自己矛盾も甚だしいのではないかとということにお答えしたと記憶をいたしております。

今そう言われております大きなものの中で、いわゆる経常経費というものと、いわゆる決算額が、予算と決算とが大きく乖離しておるという点が一点、大きく言われておるところではありますけれども、いわゆる投資的経費の方につきましても、逆にこれは大幅に下回った形になっておりますので、両方一緒に見ますと、御指摘のような点は間違っておるといって、この投資的経費と経常的経費というものを一体的に是正することが不可欠ということをお願いして、今回の予算案では、そのようなきちんとした形で、訂正というか修正して、従来の書き方を変えた、きちんとさせていたということだと思っております。

○安倍委員 三位一体という言葉は何かいかにもわかって使っているようですが、しかし、実際に、補助金の削減と税源移譲といわゆる交付税改革というのは全くそれぞれ違う話でして、むしろ、地方財政といえますが、地方自治の自立のための税源改革、そういう観点でやはり議論していかないといけない、後で義務教育費国庫負担金の話をちょっと触れさせていただきますけれども、そういう観点で私どもとしては議論していきたいと思っております。

しかし、総務大臣、地方の赤字は二百五兆ぐらい、これが財政運営を圧迫しているわけですよ。しかし、地方だって、権限を移譲だ、税源移譲しろ、地方だって、それは財務省のような意見も多分出てくることも私は事実だと思うんです。予算を組むのにきょうきょうとして自治体がたくさんあることは私もわかっています。しかし、そういう中であって、どういふふうにかわば地方の財政の圧迫、その厳しい状況をこれから改革していくのかについて、残念ですが、総務省からより具体的な考え方というのが出てこないんです。この話が出てくれば、当然、交付税改革というもののいかにいけないうえです。

私は、あえて言えば、役所の答弁を必要としません。むしろ、政治家麻生大臣に対して、この地方の赤字の状況をどうこれから直していくおつもりなのかについて、感想をお聞かせ願いたいと思っております。

○麻生国務大臣 現実と理想といういろいろとありますけれども、基本的には、いわゆるバブルというものがはじけて、地方の収入、簡単に言えば、国税でいえば五税、たばこ税だ、消費税だ、法人税だといふような、いわゆる消費税を含みます国税五税の収入の絶対量が減っていますから、基本的には、地方の経営としては収入が大幅に減った大きな理由の一つだと思っております。結果として、地方としては、その差額が足りなくなってきた。傍ら、老人医療や介護だといふものはどんどんどんふえ続ける。先ほど申し上げた投資的経費ではなくて、経常的経費の方がふえ続けるを得ないというので、投資的経費に行きづかぬ金を削って、経常的経費、介護、医療に回したというのが、先ほどの乖離になっていった背景だと思っております。

これは、基本的には、十七年度、十八年度までは、いわゆる今の三位一体と言われる計画の最終年度の十八年度までのところは、少なくとも地方との間である程度、交付税というものは、自分たちが出した、補助金を返上した分だけ地方税が三兆円来たけれども、その来た三兆円が地域によって差が出ますから、その差の分は交付税で埋めてもらわなければならない、十八年度まではこれはきちんとやらなければならない、地方との信頼関係の上で、三兆円を地方が考えたんですから、その意味では、私はこれは大事なところだと思っております。

それ以降、十九年度以降をどうするんだという点なんだと思いますが、これは、基本的には、地方税の収入が景気がよくなってくると上がってくる点の一つあります。中長期的に見ますと、やはり、地方税と国税との比率、いわゆる法定率と言われるものの中で、先ほど申し上げました国税やら何やらでいけば、三二%だ、二五%だ、三二%だ、いろいろありますので、この法定率の変更というのは、これは必ず中長期的には考えねばならぬ。

中でも、こういったものときに考えねばならぬ一番大きなものは、法人税というものと消費税というものは、税の偏在性の仕方が、法人税は東京と沖縄ではこんなに違います。約五・八倍ぐらい違うと思いましたが、消費税の場合はその差額は非常に少ない。したがって、消費税の比率の方を上げることが、これは地方団体にとりましては大事なところだと思っております。法定率の変更は、中でも消費税というものは、今後、中長期的には最も大事にしておかねばならぬところだと考えております。

○安倍委員 ですから、大臣、つまり税源移譲の話にはやはりいくでしょう。そういうことですね。ということとは、税源移譲をしつかりやらなければ、地方の裁量をさらに拡大すべきだというのが民主党の考えです。それに伴う税源の移譲というのは、今大臣おっしゃる通りに、いろいろな意味で地方に責任を持ってやってもらうために、自由に使えるお金を含めてやっていかないとけないと思っております。

ですから、あえて言う、三位一体で改革しろなんというのは、実は民主党としては考えていないんですよ。地方をそういうふうには、いわば自立をしてやって頑張っていたかどうかということが実は考えなんです。そこに実は補助金の削減等が入ってくるからむしろやこしくなると、出口の見えない、不毛の論争に陥っているのではないかと、そういう状況を私は申し上げたいと思うのです。

そこで、税源移譲の中で、今とにかく喫緊の問題としては、義務教育費国庫負担金の問題が出る

わけです。

きょう午前中、予算委員会の方では、自民党の左藤理事がこの問題を取り上げてテレビでやっていただいたの私も見ました。しかし、反論といったは恐縮でございますが、先ほど個人的には話したんですが、学校の先生の給料の部分、中学校の先生の部分を、大阪府なら大阪府、宮城県なら宮城県に移譲して、しかし、これを都道府県は何に使うかわからないというような前提で議論をするのは果たして正しいことでしょうか。私は、それを言い出したら、多分補助金の削減は絶望的、いや、税源移譲なんという話の入り口に到達しないと思いますよ、大臣。いかがですか。まずその御感想を聞かせてください。

○麻生国務大臣 これはしゃべり始めたら一時間ほど延々としゃべらないかぬぐらい大問題ですよね、この話は。それぞれの言い分を皆並べると。

ただ、基本的には、私の考え方を言わせていただければ、二つ例を引いて具体的な例を申し上げた方がいいと思いますが、学校図書費をよく例に引かれるのは、大体文教関係の方がよく言われるところであるんですが、これは図書購入費というのが正確ですが、図書購入費につきましては、基本的には法律上の基準が設けられておりませんから、このところがだから差が出てきたというの、私は、ある程度きちんとしておかなければならぬところだと思っております。

しかし、もう一方を見ますと、例えば県立高等学校というのを比べていただきますと、やはりこれは全然規制がかかっていないんです。宮城の仙台育英とか、そこがどうかよく知りませんが、あれども、少なくとも、福岡の修猷館高校と熊本の済々養、福岡の福岡と佐賀の佐賀と比べてどっちがいいと言われて、どっちかと言ったら、それは県知事同士の殴り合いになるぐらい、両方とも気合いが入ってこの県立高校には手間暇かけている、私にはそう見えますね。両方とも応援団はやられておられますので。そういった意味では、こういう規制が何にもないにもかかわらず、教職員

の増配やら何やらきちんとしてやっておられるように思います。

私も、やはり義務教育という点につきましても、何を一体義務として教ねばならぬかというところだけきちんとして決めてもらって、今どきは、読み書き計算、英会話が少々以上、何か要るかなと言われれば、失礼ですが、前に例を引いてえらくひんしゅくを買いましたけれども、因数分解などというものは習って久しくなりますけれども、国会議員になって一回も使ったことがない、ドント方式以外に使ったことがないなどつくづく思うと言ったら、だれかに、おまえは頭の使い方が足らぬと怒られたけれども、これが義務かと。言うんだったら、むしろ義務道徳の方がよっぽど大切なんじゃないかと言いたいぐらい、きちんとすべきものなんです。

そういったものをきちんとして、基本をきちんとしておきさえすれば、地方がそれをどうにか別のものに使うというのは、常識的には、県立高校の実態を見ておきますと、そういうことはなかなか考えにくいかなというのが率直な実感です。

○安住委員 私は、そこが政治の判断だと言っているんです。もし中学校の先生のお給料を半減して教育に不熱心な政策をとったら、その知事は選挙で落とされればいいんですよ。だって、それが民主主義ですから。だから、もし地方は何をやらかすかわからないから国が全部コントロールしてひもをつけるとなれば、一方で自立というものは成り立たないわけだから、そこを判断しないといけないのが地方分権なり税源移譲なんです。今になってそんなことを言うということは、やはり地方から見たら、国は自分たちの権限をただ放したくないだけなんではないかというふうに疑問を持つのは、これは大臣、当然じゃないですか。いかがですか。細かい話を言っているんじゃないですよ、私は。

○麻生国務大臣 地方に権限を移譲するというのは、明治四年の廃藩置県の方、日本にとつての大きな国の形というものを切りかえる、多分、後

世、あのときが変わったと言われるんだと思いますが、平成十二年、地方分権一括法、もう忘れておられる方も多いと思いますが、この法律が基礎だった。しかし、今安住先生言われるように、財政の裏づけがあつたときはなかったんです。

しかし、何かするのにはやはり財政の裏づけがないとできないというところで、今回このような形で、確かに三位一体というのは何だかキリスト教の用語みたいでぴんときない言葉ですが、三つ一緒にやるという意味なんだというぐあいに御理解いただいて、少なくとも、地方に税源を三兆移譲することを決定したという点にしましては、まとめで三兆、三年間で正式には四兆ということになります。過去にそういった例がないものから、そういった意味では一つの大きな方向へ踏み出した。

それは、前提は、地方がちゃんとやってくれるという信頼がなければこんなものは渡せないのであつて、そういった意味では、ある程度の信頼の上に立つてこういったことになる。教育もその背景は基本的には同じものだ、私はそのように理解をいたしております。

○安住委員 実は、私が最後に言いたいの、公共はなおさらなんです。ところが、ここが一番厄介だったわけですよ。いろいろな意味で政権与党にとつては既得権も多いでしょうから。しかし、公共こそ、私は、いろいろな意味で、地方にもう移していい時代というのがあると思うのです。

そういうところにメスを入れないで、少なくとも、麻生さん、総務大臣の立場であれば、そのことはやはり強く言って、地方の財源をできるだけ確保するために努力をしなければ、私は責任は果たせないと思います。

きょうは交付税の話ですからこれで最後にしますが、私は、大阪であろうと東京であろうと宮城であろうと、それぞれの、例えば学校の先生のお給料だってもう違つていいと思うんですね。それぞれの所得格差はかなりあるわけですから、その

所得に応じて、それぞれの県知事さんがそういうことを決めていってもいいぐらいの思い切った考え方をやらなければ、なかなか中央集権から離れていくことができないということだけ最後に申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○実川委員長 次に、松崎公昭君。

○松崎(公)委員 民主党の松崎公昭でございます。

先々週、予算委員会でも、かなりこの交付税絡みの、三位一体の問題では御質問をいたしました。かなり輪郭は御質問いたしました、さらに深堀りをして、そんなことで今回また立たせていただきました。

私は、平成十一年の六月二日に、当時、小淵政権だったと思いますが、宮澤大蔵大臣に行革特別委員会、分権、税源移譲について質問をいたしました。このとき宮澤さんは、経済が正常な成長軌道に乗るまで、税源移譲などの再配分はすべきではないとたしかお話しになりました。

ただ、そのとき、平成十一年の財政事情を見ますと、国税収入は四十五・七兆。決算ですね。法人税が十・四兆、普通国債の残高が三百三十五兆、国、地方の長期債務残高が六百八兆ですね。この年は、前年の十年から極端に税収が落ちた年だったと思います。それでもこれだけあつたんですね。そのとき宮澤さんは、まだとても成長の軌道に乗っていないから、税源移譲なんというのはまだまだ先の話だということでした。

ところが、ここの国税収入、予算では四十一・七兆ですね。それから、法人税九・四兆、普通国債の残高が見通して四百八十一兆、長期債務残高、国、地方が七百十六兆。多分、この数字を見れば、どなたでも今の方が悪いのではないかと思います。思いがあります。

しかし、小泉改革といましようか、小泉さんが登場して、この三兆円の税源移譲をやる。これはこれで、私は一定の評価をしているんですけどもね。ですから、つまり、時代の認識とそれ

からやる気、政治判断、これで随分違うんだなというのを思い知らされました。あの当時、六年は、とても税源移譲なんというのは先の話だ、と、確かに私も思っていました。ただ、やはり政治リーダーのやり方によっては違ってくるなど。

同時に、平成五年から始まった衆参の分権の決議から、先ほどお話しになった一括法、そして、今回の小泉さんの財政諮問会議における誘導、こういうことで、かなり変わってきたというふうに思いますよ。これはもう時代の流れなんです。衆参ともに、もう国会自身が分権をやらなければならぬということまで追い込まれている。だからこうなった。小泉さんの力とはなかなか言いがたいんですけれども、もちろん一定程度評価はしますけれども、やはり時代の流れなんだ、そういうふうにあります。

ところが、この前予算委員会でもお話ししましたけれども、地方案からもうずたずたにされたわけですね。そして、この前新しく登場した知事会の会長さんの選挙のときも、同じ名前ですけれども、麻生知事だったらくみしやすという事で各省庁が大分動いた、そして麻生さんが当選したというふうにも報道では伺っています。相も変わらず、やはり省庁は権限を放したくない、この場に及んでもそういうことをやっているんだ、そんなふうにいる、非常に残念に思います。ですから、この動きをとめない、そしてもっと進める、そういうことが私たちの基本的な姿勢であります。

特に、おもしろいのは、最近の官僚上りの知事さんが非常に分権を牽引しております。片山さん、岩手の増田さん、そして宮城の浅野さんとか。これはどうしてかなと思う。私も、官僚出身の方はまず今までの体制を守る方に行くのかなと思つたら、もちろんそういう方もいますよ、自治省出身の知事さんなんかは。ただ、これらの牽引をしている知事さんというのは、やはり官僚体制のいいところ悪いところもしっかりわかつてるんじゃないか、しかも、制度に精通していま

すから。だから、ここでもう、一千兆の借金地獄の日本を救うにはやらなきゃならないという、私はプラス思考で評価をしているんですね。ですから、この不転換の決意をやはり国会はもっと推し進めたい、そうしなければいけないと思います。

先ほど言いましたように、分権の流れはとめられない、そして三兆の税源移譲もやるということになってきますと、平成五年から始まっていますから、十年以上たっているんですよ。もう大体の改革は、そろそろ終局にしないといけない。

そうすると、どこに官僚の皆さんが不安に思つたり、どこに手をつけていけばこの改革が進むんだらうか。これは総務大臣の範囲じゃないかもしれない。でも、もう総理の呼び声も高い方でありますから、政治家としてその辺の判断、どういうところから官僚の皆さんを分権の改革、財源移譲を含めた分権に本当にさせていくか。国の形を変えたいという意思を持たせるには、どこから手をつけたいか。

○麻生国務大臣 数々答弁したことはありますけれども、最も格調高い質問だったので、ちょっと予定にもありませんでしたので、うかつには返事はできぬなと思ひながら拝聴させていただいていたんですが、基本的には、役人はやはり仕事をしたいんだと思います。しかも、優秀。人様の税金を使つて学校へ行っているんですから、それは優秀でなきゃ困りますよ。東京大学なんというところはそういう大学ですから。したがって、そういうところに行つて、きちつと自分なりに志を立てて仕事として官吏を選んだという人たちは、やはり仕事をやりたいということがすごく気持ちの中にあると思います。役人としての、官僚としての仕事を。

問題は、その仕事をする内容が、かつての中央集権から、平成五年、平成十二年と二回かじを切つて、今回で三回目、明らかに地方分権にかじを切つてきたという中であつて、私が思つていたものと違つたと思つて官僚をやめられて民主党から立候補された方、もちろん自民党にもおられま

すけれども、そういった方々を含めて、官僚が若くして政治の方に移つていったというのは、私は一つの感覚として理解できないことはないんです、正直なところをいまして。

今言われたように、どこから手をつけるかといえば、やはりこの国の形は、中央政府ですよ、小さくても強い、小さくても効率のいい政府というものを目指すということをしちんとする。小さくても強い、小さくても効率のいい政府というものを強く、小さくてもしつかりしていて効率のいい政府というのを目指すにはどうするかという、いわゆるビジョンというものを、そこにいる長、行政の長なら内閣総理大臣ということになりましようが、その長がきちんとしたビジョンを示すというのが大事なところだと思います。それに向かつて、おれはこういう仕事をするんだというので、先ほど言われましたように、この大臣はあと一年したらやめるなと思つたら、面従腹背というのは常識ですよ。

そういう意味では、私どもは、きちんとしたものというものは、この流れというものを言われましたので、先ほど安住先生も同じことを言つておられました。やはり流れができておりますので、そういった方向では、あとはどうやって効率的にやるかという話は、地方に非常に接近しております総務省、旧自治省としては、非常に接点が多いものですから理解のしやすいところなんだと思いますが、そうじゃないところだと、その風がなかなか漂ってこない、におつてこない、感じられないという点は多々ありますので、そこところは政治家がきちんとやっていかないと、そこかなと思います。

いずれにしても、今、仕事をしたい、その仕事をする方向はこういう方向ですよということなんだと思ひますので、そこらの流れを明確に示すというのが一番のところかなと、すごく大局的なことから入らせていただければ、そこらが今肝心かなという感じがいたします。

○松崎(公)委員 なかなかすぐに答えの出ることではないと思ひますけれども。

私は、今の話を聞きながら、さつき言つた四人の方を特別扱いするわけじゃないんですけれども、中央でやっていて、多分若いときにお金を配つたりやつていましたよね。それが地方に行つて、地方の知事さんが、首長さんがそういう意識が非常に高くなつたというのは、特に中央官僚から行つた方が、やはり今の国の矛盾点、そういったものを両方でよくわかつています。ですから、私は、そういう方々の意見もしつかり受けとめるべきだらうと。

その中から、どういう方法で、今の中央の役人の皆さんを含めて、本当の意味の国の形を変えるために分権をこうやろう、そのためにあなた方はどうしようか、その辺をしつかりやつていかないと、これは私が質問をした十一年のときも、実は、地方分権推進委員会が五次勧告をしたちよつと後なんですけれども、そのときもやはり振り分けがありましたね、国の仕事と地方の仕事。あのときにも、しつかり機関委任事務を何とか残せという事で、えらい勢いで地方へ圧力をかけたんですよ。今回のあれと同じなんです。

だから、同じことをやはりやっているんですね、何としても放したくない。それをどこから切り込んでいくかというのが政治の力だと私は思つております。ぜひそれは政治家がやらなければならぬ、もちろん麻生さんに言わせれば国会だと言ひますけれども、やはりまず与党がしつかりとしてやらないといかぬと私は思つています。

具体的な話に入つてまいります。この前、官房長官に聞いた全然答えが出てこなかったもので、もう一度お聞きしますけれども、この三兆円、〇四年、骨太の三兆円の税源移譲、この根拠なんですけれども、これはどこから出してきたんですか。(発言する者あり)

○麻生国務大臣 今、腰だめ、腰だめという声がちらつと、どこからともなく聞こえましたけれども、基本的には、地方住民税、五%、一〇%、一

三％というのを一律一〇％にしてくれと。きれいに下をそろえようと、ちょうど三兆円というのが国税から地方税に移るといふ事実は知っていた、正直なことを言っている。最もつきりする形になるな、私もはそう思っておりまして。法定率を変える話ですから、そういった意味で、正直申し上げて、これをやれば税源移譲のもとをどうするかという話はさらにありますから、こういう話は、極めて簡単に、わかりやすく、ビジネスに出せませんという知恵を私どもの方で総理に上げたことは確かです。

しかし、私が総務大臣になりましたときはもう既に三年間で四兆円という話が出ておりましたので、それがどうして四兆円になったんだか、ちよつと正直、私も、そこまでは知らないところなんです。

私もになりました、取り急ぎ一兆、来年度以降二年間で三兆、取り急ぎしやにむに一兆やるんだ、そうしないとこれは永遠にできないという総理の非常に強い思いで、初年度一兆、残り二年で三兆という話は、これは総理の方から出て、どうしても最初の初年度、しやにむに一兆やらない限りはもう永久にできないというかなりはつきりした態度で最初から臨まれたのが一兆決まって、残り三兆につきましては、今申し上げたような経緯で、たまたまびしやつと合う数字がそこにありましたもので、私どもとしてはこれをやらせていただいたんです。

問題は、三位一体という、安住先生の余りお気に召さぬ言葉でありまして、私のような敬けんなカトリックからいいますと、父と子と聖霊との御名によつて、これが三位一体といふことの語源ですから、いつからか宗教用語が行政用語だか政治用語だかになったのは甚だしいかなものかなと迷惑しておる人も多いだろうな、私は率直にそう思います。

いずれにいたしましても、残り三兆ということになったときに、このところは今申し上げたような経緯で、最初の経緯を存じませんので、四引

く一、残ったのが三兆だったというのが率直なところで、それにたまたま合う数字を私どもの方で提示させていただいた、正直ありていに申し上げればこれが背景ということだと存じます。

○松崎(公)委員 要するに、余り実態がない数字だということですね。

片山さんは、片山プランを前に出しましたね。これは一応、国税、地方税、一対一にして、地方への税源移譲五・五兆、所得税から住民税三兆、消費税の二％を二％にして地方と、かなり具体的な数字が出ています。それから、地方がまとめた案でも、たしか八兆円という数字がありますね。

だから、どうも今のお話ですと、たまたまフラット化の金額が三兆だと。これでは、政府が責任を持って行政をやっている立場では、私はいかぬと。大体五カ年計画とか十カ年計画とか、かなりいいかげんな計画も平気で長期プランをやっている国の行政が、今の時代ですから五カ年というのはいかぬにしても、もう少し全体像をつかまえて、その中でことしは四兆ですよ、三兆ですよというの、これが筋道ではないかと私は思っております。

石原東京都知事も、やはり批判していますよね。まず初めに国から投げられた三兆円ありきで議論が行われている、本来、国と地方の役割分担、地方税財政制度の全般のあり方の見直しと一体で検討すべき、これは当たり前です。田中康夫知事も同じことを言っています。役割分担ということをしつかりやって、これは補完性の原理でもありますけれども、やはり、本当に国に残るものはどうなんだ、これをしつかりやって、そして税源移譲を決めるのが筋だと思ふんですね。

ですから、そういう全体像というのは、この前も官房長官から全然すれ違ひの答えしか出てきませんでした。全体像というのは持っているにせよ、

○麻生国務大臣 全体像という意味をちよつと、いろいろな表現があるんだと思いますが、基本的に、松崎先生、全体像というので税の話から入ら

せていただければ、先ほどの片山大臣の消費の税の二％というところ、それで二兆五千億ぐらいだと思いますので、フラット化の分で三兆プラスのトータルで五・五兆になりますと、多分それで地方と国との税の比率が五対五になると思ふんですね。今、五八対四二ぐらいだと思ふんですが、アバウト六対四ぐらいの地方と国との税の比率が、今のことをやらせていただく大体五対五ぐらいになるというイメージ、多分、片山大臣の持っているイメージはそれなんだと思います。

私も、今、十八年度までは、少なくともこれは約束をしておりますので、税源というのか、差がつきます地方交付税等々の分につきましては、十八年度までは特別交付税等々を使つてきちんと約束どおりのものを履行する。これは地方との約束ですからきちんとやらせていただければ、昨年度も、七兆だ、七・八兆だ、いろいろ騒ぎはありましたが、最終的にはプラスの百億円で、きちんと一応の形がついておきますので、問題は十九年以降ということになるんだと思います。

その十九年以降の形としては、先ほど安住先生の御質問のところでも一部触れましたけれども、地方としてきちんと対応すべきなのは、やはり地方に移管された以上責任を持って仕事をしなきゃならぬ。仕事をしなかつた者は落とされるというの、私は正しいと思ふんです。地方の民主主義というの、例外は幾つかあるかもしれませんが、私ども、私自身も基本的には成熟してきていると思ひます。

そういう意味では、問題のあった大阪も、結構な騒ぎが出て、オーブンにして、結果として、それはいい意味でいろんな意見が市民から出されて、それによつて今大阪市は対応しているんですから、いいことですよ。私は基本的に、大阪市民の力というのがまともに作動し、世論がきちんと作動した結果なんだと思ひますので、地方に移管した方がより効率もよくなると私自身もそう思っております。

そういう意味では、さらに、法定率と言われ

ます、国税五税と言われます、いわゆる所得税だ、法人税だ、たばこ税だ、消費税も含めまして、こういったいろんな五税の比率といふものをいまだ地方により大きく振る。三〇％を三五にするとか、二九を三三にするとか、数字の詰めはいろいろ別話といたしまして、そういったものとして、より地方が自立して自分でやっている、地域主権といふものがより多く確立されていく方向。

そして、国全体の図としては、先ほど申し上げましたように、小さくてもしっかりと強い政府、小さくても効率のいい政府、そういったものを目指していく、全体の流れとしてはその方向で、金のつけ方としては、先ほど申し上げたように、国税五税だ、法定率だ、消費税だということになります。

そして、流れとしては、やはり規制を緩和することによつて民間企業の競争が促進され、また、地方の団体においても、いわゆる自治をつかさどつておられる各市においても、地方間で、あの五万の都市に比べて、うちも五万だけれどもおれのところの方がより効率がいい。インターネット、ホームページ、今いろいろすぐれた技術もありますので、そういったものを使って、地方間も

いい意味で競争していただくという形になれば、そこまですばい、国の活力といふものも随分変わってきて、おれのところは税金が高い、しかし教育は一番いいとか、おれのところは水道料が高い、しかし日本で水が一番うまいとか、いろんなものを自分で自慢できる。

そういう地方自治といふものが確立されていくところまでいけば、私もはなかなか魅力のある国に変貌していくであろう。従来日本の持つておりました地域のよさ、一国一文化、一文明、一民族、一言語、より極端な意味では日本の得意なものといふものがより助長されていくように、私どもとしては法律なり制度なりといふものをそういったふうにしていけばよろしいのではないかと、自分自身としてはそのように考えております。

○松崎(公)委員 これは常識論なんですけれども、今の財源も、実際には交付税とか補助金、支出金で、実態はもう二対三で逆転しているんですよ。ただ、それを本当に国のひもつきじゃなくて使いやすくしてくれというのが税源移譲ですから、金をもつとよこせと言っているわけじゃないですよ。今の金額でいいんだと。それはそうですよ、今だって二対三で逆転しているんですから。

だから、その使い方を、役人が、中央官僚が、一々やるな、そのための財源移転だ、これがポイントなんです。それが三・二兆円の地方案をずたずたにしているんですよ。地方案のものを政府案で取り入れたのはどのくらいですか、数と額。

○麻生国務大臣 ちょっと今、正確な数字を持っていますから、アバウト一兆数千億だったと記憶します。地方の案に沿ったのは、交付金化したもの、そういったものを全部外して、実質税源移譲という形できちんといったのは、一兆数千億だったと記憶しています。正確な数字は後で報告します。——済みません。出ました。一兆七千一億です。

○松崎(公)委員 もちろん、その中には、教育費だとか、それから国保ですとか、相当粗っぽい数字が、大きな数字が入っちゃっているんですよ。実際には、この予算委員会でも私細かく言いましたよ。ほとんど各省庁、本当に小さいもの、スリム化といっただけなくしゃうもの、なくしてもいいようなもの、それから交付金化といっただけ権限を残したいという形でまとめたもの。それから、本当に各省で取り入れたのは、国交省なんか六百四十一億しか取り入れていませんよ、六千七百七十九億のうち。農水省は二千七百七十一億地方が出したのに二百四十七ですよ。厚労省だって九千四百四十三億地方が出したのが八百七十八億、環境省が千二百十五億地方が出したのに二十七億、こんなことです。ですから、私は、総額は余り問題にならないと思いますけれども、そういうような

形なんです。

だから、あのとき細田さんは、地方六団体との協議で、両方に大いに譲歩すべき余地があった、本来もつと前向きに対応すべきところがあつたと思うというふうな私に答弁していました。ということは、やはりなかなか思ったようにはいかなかったという現場の細田長官の声だったと私は思っています。

ですから、こういった問題をやはりしつかりと、先ほど言いましたように、三兆で、その先十九年度以降は、麻生さんはガバナンスの一月号で言っていますね。改革は十九年度以降も続くと小林さんとの対談で言っているんですよ。だから、そうすると、地方だって八兆円の案を出しているでしょう。これだけ一生懸命精査して、地方は出しているんですよ。こういう具体的なものを。地方だって一生懸命やっているのに、相変わらず三兆、四兆で、十八年度までと。そんなことおかしいでしょ、今までの行政のやり方からいって、おかしいでしょと言っているんですよ。

だから、そこはやはり私案でも結構ですから、麻生さんは続くと言っているらしいんですよ。この先どんなふうになるかというところ、内閣の中でもやはりそれは発言すべきだと思うんですよ。

○麻生国務大臣 この点につきましては、いわゆる財政諮問会議等々でも発言をいたしておりますし、その他いろいろ個別に話をすると、十九年度以降につきましては話をさせていたいただいておりますが、取り急ぎは十七年度約束どおりいくかないかの大騒ぎをしていましたので、とにかく地方の信頼をなくした上でこんな改革はできませんから、どうしたって十七年、十八年はきっちりさせていたいただくところがまずはないところ、スタートしましたものだから、それが終わりますして、すぐ予算ということになっておるんですよ。

基本的には、十九年度以降いろんな方法を考えないかぬということで、地方六団体との話も聞か

ないかぬというところで、何となく一時的につくるとするのは、現場で望んでいない話をこっちでやつたって意味がありませんし、現場がいろいろ考えておられる、知恵も拝借するのは当然だと思いますので、地方六団体と総務省との正式の懇談会、大臣出席のもと六団体との懇談会というのをやったことありませんけれども、それをきちんとこれまでやってきておりますので、正式にそれを機関に設定して、一月の十八日に第一回目の会議をさせていたいただいておりますが、それ以降も、地方六団体と政府との間の懇談会というのを開いて意見の交換をさせていただきます。その前に、総務省として意見の聴取をきちんと正式機関としてやらせていただく、スタートさせていただくなどして、いろいろ意見の交換も始めさせていただきますというのが実態です。

○松崎(公)委員 協議の場は後でまた聞きますけれども、確かに大事だし、そういう場でしっかりとやるべきだと思いますけれども、残念ながら、総務省だけが指導しても、やはり内閣全体でやらないと、各省庁の補助金ですから及ばないですよ。これは財務省なり内閣そのものがしっかりと意思を持って、そしてきちつとやる。ところが、総理が言ってもこのありさですから、私はよほど考えないといかぬだろうと思っております。

ちようど、何か、退席をする時間だそうですから、切りのいいところでやめさせていただきます。少し休憩をさせていただきます。

午後四時十分休憩

午後四時五十六分開議

○実川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後四時五十六分開議

○松崎(公)委員 大臣、御苦労さまでございませう。この三位一体を中心として今大変ですが、郵

政もありますので、御苦労さまでございます。ただ、こちらもちよつと待たされ過ぎた何かゴルフみたいなもので、少し間が抜けました。

それで、具体的にまたこの前の予算委員会の深掘りをしたいと思っております、この前質問いたしましたので。

例の義務教育費の話なんですけれども、これは、地方の側は、しょうがなくてどうか、ぎりぎり地方案のラストパツターとして入れたところ、トップパツターにしてきたということで、非常に地方も不安に思っております。やはりこれは、ある意味では、今まで話をしました財源移転、そして、官僚がこの国をしつかり握っている、それを少しでも転換させていこうということでありまして、傲慢になったり、官僚の傲慢というのは本当に国を危うくする、そういう意味で非常に私は危惧しております。

文科省にお聞きしますけれども、この暫定という意味、この前も大臣、はっきりしていないんですよ。というの、大臣、中山さんの答弁が、もしそれを維持するという結論が出たとしても、それはいわゆる今回の中教審での、秋の、四千二百五十億をどうするかという結論であります、もしそれを維持するという結論が出たとしても、それは尊重するというところでいきたい、この尊重するというのは、中教審の答申を尊重するのか、この暫定で入れてしまった削減額、それを尊重するのか、これはどっちなんですか。

○塩谷副大臣 お答え申し上げます。

先日大臣がお答えした点の御質問でございますが、私どもは、政府・与党合意に基づき、国の責任を引き続き堅持するという方針のもとに、費用負担について地方の案を生かすという、教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について幅広く検討し、ことしの秋までに中央教育審議会において結論を得るということでございまして、明らかにこの中教審の結論を尊重するというところでございませう。

したがって、その結論がどういふふうになるか

は今申し上げる時期ではないと思いますが、やはり中教審にゆだねましたから、その中教審の結論を尊重するという立場であるということでございます。

以上でございます。

○松崎(公)委員 そうなると、もし国に残すんだというときはどうなるのか。それからメンバーですね。地方のメンバーを決めていない。これは、地方側は三人、各団体から三人出してくれと、財源移転をしつかりさせたいということでも強く言っているわけですが、それに對して、あえてかどうかメンバーも決めていない。それで二月十五日にスタートした。これはどういうことですか。

○塩谷副大臣 仮に、堅持をするというときにどうするかということでございますが、これからそういうことも含めて中教審で審議をしていただくわけでございますから、今、結論といえますか、そういうことは今申し上げる時期ではないと思います。しかしながら、その結果を尊重したいということで、時期的にも中教審の義務教育特別部会を、我々、当初は一月ぐらいに思っていたんですが、なかなか地方団体の方からメンバーが出てこない中で、きのうスタートしたわけでございます。

これにつきましては、我々としては、地方代表、中教審の正委員として、一人は教職員給与の負担者としての県の代表、そしてもう一人は学校設置者、管理者としての市町村の代表ということで二名を枠として提示をしたわけでございます。

一方、義務教育の特別部会の方には三名という形で提示をしております、多分、地方団体の本当の希望はこの義務教育部会で三名が出てその審議をするということが希望ではないかなと思っております。我々としては、この義務教育の特別部会の方に三名の枠を用意し、正委員となりますと単にこの義務教育の部会だけではなくて、中教審にはいろいろな部会があるわけですが、それも

担当するということで、そうなってくると地方の代表三名というのが必ずしも義務教育だけの担当ではなくなる可能性もあります。我々はそういう意味で、地方団体に対しては、多分地方団体の希望というのは義務教育特別部会での審議に三名が参加するということが一番の希望であると思っております。そこに三名という人数を提示しておりますので、早く決めていただけて十分な審議をしていただきたいと思いますところでございます。

○松崎(公)委員 決めていただくというのは、地方の方で決めていないということを言っているんですか。

○塩谷副大臣 まだ地方の方で決めていないということだと思います。

○松崎(公)委員 そんな話でしょうか。それで決めるに始めちゃったというところにやはり問題はあろうと思えますよ、その辺の姿勢が。それは地方の方にどういふ事情があるかわかりませんが、数の上で合わなかったということ、地方の方はあくまで全体の会議の方に三人というふうには言っているんだと思います。この辺は麻生新会長も非常に強く言っておりますから、これは、やはり財源移転をするという大きな目的のために、官僚の体制に逆に押し切られては困る、多分そういうことだと思います。

教育の見直しは、ゆとり教育の問題を含めて、やはり地方の声を相当大事にすべきだと思いますよ。このメンバーを見ても中央の方々とか学者とかが多いわけですから、そういう意味では地方の声を、本当に、この義務教育だけに早くやるべきだと思いますけれども、これは総務大臣は部外だからというんで声を出せないということですか。

○麻生国務大臣 今御指摘のありましたように、地方六団体の長として知事会長、市長会長、町村会長、三者の希望というのは地方六団体側からは出しておる。ただ、今塩谷副大臣が言われましたように、入り口のところで、二人はいいけ

れども三人はだめというところで最初から話がつれたということなんだと思うんですね。

それで、問題は、実質スタートされたときに、知事一人、市長一人、町村長一人というような形で、一応三人入っておる形になっているんだと思うんですね。そのメンバーを見られたら一応そうなっていると思うんです。その方たちはいわゆる六団体の代表かという、それは中教審の方で指名されたんであって、別に代表じゃないじゃないかという話に後できつとなる、ごちゃごちゃするからもうちょっと話し合いをされた方がよろしいのではないかと、いろいろな形から申し上げておられますけれども、話がつかないまま事はスタートした。会の方は知事会の会長選挙もやっていたので少し対応ができたという点もあろうかと存じます。

いずれにしても、何となく、いわゆる今回の義務教育の話というのは、昨年の三位一体の中で出された地方六団体からの話が最初のスタートでもありましたので、私もとしては地方六団体の意見が全然反映しない形で結論が出されると、後々いろいろ話をさらに込み入らせることになるのではないかと、このような危惧をいたしております。

○松崎(公)委員 ですから、先ほど私が言いましたように、国の形、本当に国が持たなければならぬお金、生活保護とか、児童扶養手当とか、そういうものを地方に移すには、後ほど国民健康保険も聞きますけれども、やはりそれを、財源移転が先行したことはあるかもしれませんが、数字合わせだけでやろうとしたところに地方の方にも若干問題はあろうと思っております。

だから、この辺では、この中教審だけじゃなくて、政府全体としてきちっとその辺を練りきして、こういうものはこれからどんどん地方に回していくんだ、そういうような方針をつくらなきゃいけないという最初の議論に戻るわけですね。私は、その辺がはつきりしないので、こうやって中教審まで巻き込んでごちゃごちゃしちゃって

いるというふうに思います。ですから、ここはやはり政治のリーダーシップ、本当は小泉さんがいらつしやれば一番いいわけですが、そういうことで、担当大臣としては総務大臣がしっかりと取りをしないといけないだろう、そう思います。

続きまして、十八年度までの六千億の残りの税源移譲ですね。これは、先ほど言った生活保護、児童扶養手当、これも国の責任になっているわけでありまして、そういう意味では、地方は税源移譲対象から外してくれということで強く要望してきた。しかし、それも検討対象として残している。これからその対象にするということをやっておりますけれども、この辺はどうして残していったんでしょうか。これは厚生労働省。

○西副大臣 お答え申し上げます。

先生も御存じのように、生活保護制度については、保護率の地域間の格差が大変大きいという現状、指摘がございます。そのほか、生活保護制度及び児童扶養手当制度については、実は、経済的給付に加えまして、今後、厚生労働省としては自立、就労のための支援策をぜひとも充実したい、こういう方向で検討を進めておまして、その実効性を上げるためにも、ぜひとも、地方自治体の裁量の幅を拡大すると同時にこの一層の役割、責任を負っていただきたい、こういう思いでお願いをいたしました。そんな意味で国庫負担率の見直しということを私どもの方から提案いたしました。

その結果、昨年十一月ですが、三位一体改革に関する政府・与党の合意におきまして地方団体関係者が参加する協議機関を設置して、そして検討を行って、本年、十七年の秋までに結論を得て平成十八年度から実施するというところで結論をちょうだいしたところでございます。

今後、国と地方の協議機関において、生活保護制度、児童扶養手当制度において、国と地方の役割、それから費用負担のあり方等について、幅広く議論を尽くして結論を得てまいりたい、こう考

えているところでございます。

○松崎(公)委員　ですから、主客転倒だとさつきから言っているわけですよ。

地方は、地方の裁量があふたり自立にならない、今までのこういう生活保護のように、法定受託事務だと全部がなじがらなくなって、移譲されても全然本當の意味の自立にならない。だから外したということなんですよ。だとしたら、先ほどから何回も言っていますね、根本をしっかりと直してから、では生活保護を移譲しよう、だから幾らにしよう、それが順序だと思いませんか。

だけれども、これは幾ら言っても、どの省も同じような、やはり官僚の皆さんから、多分、数字的にも大きく上がるからということもあってこういうものを出したと思いますので、これは同じことになりますね。

国民健康保険も同じことです。厚生労働省さん来ているので聞きますけれども、これも同じことを言っていますね、ベンチ入りしていなかった選手を引っ張り出してクリンナップを構成したと。地方はかなり厳しい批判をしているわけでありますけれども。国民健康保険、これも金額が大きいですね。全部で六千八百ですか、ことだけで五千四百。

ですから、そういう金額の大きいものをほんぽんと移譲につけてきた、そういう実態がわかるわけでありまして、これは、先ほどの生活保護も地方の自立という理由づけをしておりましたけれども、社会保障の、特に国民健康保険に関しては、これから本當に都道府県の役割を再検討する、そう理解してよろしいんですか。そうなりますと、全自治体に対して非常にまた形が変わってくるんですけれども、これはまず総務省の見解を聞かせていただきますか。

○麻生国務大臣　これは文書なんです、今回の三位一体改革に伴う国保にかかわる都道府県負担金の導入というのにつきましては、医療保険制度改革が検討中であることから、地方の改革案が

除外をされておりましたので、政府部内で地方六団体とぎりぎりの末、政府・与党において政治的な決着を見たというのは、多分、松崎先生、この図が行っているんだと思います。

これで国の分をずっと地方に移して、国と地方との間のいわゆる五〇対五〇の保険料を分担しているところはそのまま維持という形でちゃんとさせていたで、地方の意見というものを尊重しつつガイドラインをつくらせていたで、一般財源の規模は、今言われましたように、六千八百五十億ということになるんですが、十七年度は、これはたしか五千四百だったと思いますが、五千四百五十億の分を一般財源化したということでありまして、いろいろな意味で、県内調整権限というものを県に移譲させたということが大きなところだった、私どもはそう思っております。

○松崎(公)委員　ですから、さつき大臣からお答えの金額一兆七百一十億のうち、義務教でことしだけでも四千二百五十、国民健康保険だけで五千四百四十九ですから、これだけでも一兆円近いんですよ。だから、どんなに地方案をたくさん、百六十何本が出したけれども、その中で採用したのは本當にわずか、そういうことになる。だから、その本質は何かといえ、なるべく財源移転したくないということがいま見えるわけですね。そこを言っているわけですね。せっかく厚労省が来ていますから、この国民健康保険をどんなふうにしようとしているんでしょうか。これから老人の新しい制度をつくるのか、そんなことも言っているようでありますけれども、府県単位にかえていくということは、どういうふうな構造が変わっていくんでしょうか。

○西副大臣　お答え申し上げます。基本的に今総務大臣がお答えしたとおりでございますが、特に高齢者医療が、今後制度が導入されるということも踏まえてというお話です。で、若干の補足を申し上げたいと思います。御存じのように、高齢化が大変な勢いで進展しております、医療費、特に老人の医療費の増大

というのが今後見込まれておまして、その伸びを適正化するということは、国保のみならず医療保険制度全体の持続可能性を維持するために大変重要なことであるというふうに考えております。そのために、一昨年三月に閣議決定していたいただきました高齢者医療制度でございますが、二点ございまして、まず、現行の老人保健制度を廃止して、制度運営に責任を有する保険者を創設する、これが一点でございます。二点目が、保健、医療、介護等の連携による各サービスの効率化を進めて医療費の適正化を図る、こういう二つのことを決定していただいております。

こんな状況のもとで、都道府県には、今般の国保改革におけるのと同様に、地域特性を踏まえた医療費の適正化などを進める役割を一段と担っていただきたいと考えております。

いすれにいたしまして、今回の国保改革を改革の第一歩として、特に地域保険の基盤、体力を強化した上で、保険者の主体をどうするのかという内容を含めまして、新たな高齢者医療制度の具体的な内容につきまして、次期医療制度改革に向けて精力的に検討すること、こういうふうにしております。

○松崎(公)委員　ということは、国保にしても生活保護にしても、これから地方の方にかなり責任を持ってもらって設計をしてもらう、そういう方向に思えます。それはそれで私は決して間違っているとは思いません。であつたら、なおさら、再三言うように、もつと基本の姿勢を、財源移転から逆に始まっていますから、これは主客転倒でしようというのを再度御指摘申し上げまして、次に移らせていただきます。

あと六千億残っています。これは、やはり地方は、全国知事会でも昨年ちゃんと言っていますよね、さつきから言っている改革案、これをもつと入れると。財務と総務からお聞きしますけれども、これがほとんど入っていないかったじゃないですか。それを入れてくれということを知事会が言っております。それはそういうふうになりますか。

か。

○麻生国務大臣　残り六千億につきましては、今からこの年末にかけていろいろ交渉をしていかないかぬところだと思っておるんですが、生活保護が一点、もう一点は義務教。そして、大きなところで、建設国債対象のいわゆる施設費の扱い、多分この三つが大きなところだろうと存じます。

私どもとしては、この過程でいろいろ地方六団体と話をさせていただかなければならぬと思っておりますが、やはり地方としては、この建設国債の関係でいろいろいたしております公共事業、一番の関心は多分これかなと思っております。

この点にしましては、二十年、六十年、いわゆる六十年国債を二十年で償還というあの例の技術的な話も含めまして、いろいろ財務省と話を詰めてねばいかぬところだと思っております。少なくとも、公共事業が減った分だけ地方でやるんですから、その分の償還について、地方に対して何らかの形でというのは、理屈としてはおかしくないと私も総務省は思っておりますけれども、いろいろ意見の違うところがあるんだと思っておりますので、こういったものを含めまして、この年末にかけて、残り六千億、きちっとした形でつくり上げていきたいと思っております。

○松崎(公)委員　六千億、これを計算しちやいますと、国民健康保険と義務教を、残っているものを入れると六千億ぐらいになつちゃうんですよ。これだと、結局、知事会が言っているような、本當にこれをどんどん移譲してくれということが入らなくなるということでありまして、この辺も、十八年度までは今の調子でこまかされちゃうのかな、そんなふうに思います。

今お答えの公共事業、私もこの前の予算委員会で財務大臣と両方お聞きしました。明らかに見解が違ふということをお二人とも認めておりましたね。建設国債を中心とした公共事業関係は税源移譲になじまない、しかし、総務大臣は、いや、そうじゃない、当然必要である、やっつていいはずだ、もともとは税金なんだから、そういう違い。

これはまだ違つたままなんでしょうか。総理にこれは調整してもらえないと思うんですけれども。

○麻生国務大臣 今お話のありましたように、いわゆる補助金というのをやめて、そして事業をやります主体をすべて地方にゆだねるという以上、これは地方が負担するということになりますので、地方の負担が増加した分だけ、その分だけ国としては国債発行の絶対量が減る、当たり前のことだと思ひます。そうなりますと、公共事業の補助金についても税源移譲ということの例外にしないかぬというのは理屈としてはおかしいんじゃないか。例の二十年、六十年などというような技術的な手法の話は別にして、これは技術的な話ですから協議として十分に成り立つものではないか、私どもとしては基本的にそう思つております。

いずれにいたしましても、建設国債対象経費の取り扱いということにつきましては、平成十七年中に検討を行つて結論を得るというように、昨年の政府・与党合意においてされておりますので、この線に沿ひまして精力的に決着をつけたいと思つております。

○松崎公(公)委員 その辺は地方が望んでいることでもありますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから、四千七百億のスリム化というんですね。これはなくしちゃうということでしょうけれども、これはなくなつてもいいようなものがあるのかどうか、非常に疑問に思ひますけれども、中身は農水省が多いですね。それでもそれなりにあつたわけですから、地方への説明というのは十分やつたんでしょうか。これは財務省。

○倉田大臣政務官 お答えいたします。補助金改革につきましては、基本方針二〇〇四において、税源移譲に結びつく改革、それから地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革と並んで、国、地方を通じた行政のスリム化の改革

というのがございます。

これにつきましては、納税者の視点から、不要不急の事業等について、廃止、縮減していくということが重要だと考えているわけでございます。これにつきましては、地方にいろいろと御説明をしながら進めていかなければならない、こう考えております。

○松崎公(公)委員 では、スリム化というのはどんな考えでスリム化の項目を出したんでしょうか。今、不要不急と言ひましたけれども、不要不急のものはないはずなんです。それなりに時代の背景があつたわけでしょう。

○勝政府参考人 お答えいたします。四千七百億円でございすけれども、二年間にわたるものでございす。十七年度におきましては三千十一億円のスリム化を図ることになつておりまして、その大半の二千五百億円程度は実は公共事業関係費の補助金削減でございす。

その根拠ですけれども、二つございまして、一つは「改革と展望」、これは平成十四年一月に閣議決定しておりますけれども、そこに、国の公共投資につきましては、「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。」こととされております。

また、その地方の自主性、裁量性を尊重した改革に資するまちづくり交付金などに一方では重点化しながら、他方では整備の進んでおります上下水道、地方港湾などに対する補助金をスリム化しているということで、それによつて削減を行つているところでございす。

○松崎公(公)委員 スリム化というのは、私も、地方にやはりむだがあつたり、今までの情性でいつているところはあると思ひますので、それはもちろん、大体この削減の額の八割がけが移譲しようから、その二割ぐらいのところを減らしていくというのとはわからないでもないんです。ただ、これはやはりきちつと地方に説明をしなきゃいけないのと同時に、今答弁の中で交付金化というのがありましたね。これも非常にいいですね。交付金化というのは、要するに権限を残しておきながら全部渡すわけにいかない、権限を残しながら金をまとめて交付金化しようというふうにしが見えないんですね、束ねるだけだ。これは本場に地方分権にどうつながるんですか。財務省。

○倉田大臣政務官 地方の裁量度を高めて自主性を大幅に拡大する改革、そういう目的を交付金化は持つていくわけでございす。そうしたことのためには、関係省庁の枠を超えて一本化した新たな交付金、こういう形、例えば道路整備交付金とか汚水処理施設整備交付金、または港整備交付金、さらに、まちづくり交付金、そういうようなものをやつておるわけで、今度は合計で三千四百三十億円程度の改革を行う、こういうことになつております。

○松崎公(公)委員 副大臣さん、政務官さんのお答えはいつも大体役人答弁ですから、しやうがないんですけれども。

我が党も交付金化というのは案の中にあるんですね。ただ、それは一括交付金で五部門に分けるんですけれども、五年で次に本場の財源移譲に渡していただくということなんです。

今言つていける交付金化がありますね。今おっしゃつた横断的なものは八百十億、その他のものが二千六百二十億、これはずっと続けるんですか。それとも五年ぐらいで、あるいは分権をもつと進めるスピードに合せてそれを解体していくということなんです。副大臣。

○勝政府参考人 関係省庁の枠を超えたのが新しい交付金化、一本化した交付金化につきましては初めての試みでございすので、その後の取り扱ひにつきましてはまだ決まつておりません。

○松崎公(公)委員 要は、残していきたいという意思です。それは再三言うように、地方案を骨抜きにして自分たちの権限を残していきたい、そのあらわれだということをもう一度確認して次の質問に移ります。

元の石原官房副長官が、三位一体の改革セミナーで、義務教育や生活保護費のあり方は、私が別の形で言つておりますけれども、国と地方のあり方を検討する地制調とか財政制度審議会、そういう第三者的なところでやはり振り分けを考えるべきだ、その前に本場は国がきちんとこれに對して方針を決めるべきですけれども、その決める場合にも第三者機関で検討してやるべきだということをやつておりますけれども、これは再度同じような質問になりますけれども、総務大臣、どうでしょうか。

○麻生国務大臣 地方分権推進委員会というのを、たしか諸井度先生だつたと記憶するんですが、これが平成七年にたしか発足をいたしてあります。そして、平成十三年に最終意見が出されるまでに五次にわたる勧告と二度の意見を政府に御提出いただいた。多分御指摘をいただいたのはその点なんだと思うんですが、これは地方分権に非常に大きく弾みをつけた大きなものだったんだ、私どもはそう思つております。

地域主権とか地方分権とかいろいろな表現はありますけれども、大きく今変わりつつあるところだと思つております。今回の三位一体の改革というのもこの二次分権改革の焦点だったと思ひますけれども、その具体的な方法を示したという点に關しましては確かなんだと思ひます。

今おかげさまで、昨年地方六団体の方から意見をとりまとめて、いわゆる補助金というものを、どれが要るかわからないかというのをもう方の方々に決めさせるという話をさせていただいたのを機会に、国と地方の協議の場というものが官邸で何回か開かれて、一体改革の全体像を取りまとめたところでもあります。

その後も、総務省としては、大臣、次官以下で地方六団体と意見の交換をするという正式な場を決めて、第一回を先月一月十日にさせていたいただきましたけれども、お互いに意見を述べる正式な場を持ったというのは、これも初めてのことでありますので、そういったことをさせていただ

て、着実に進めさせていただいた上で、今言われた御提案につきまして、そういったものがあつた方がいいということになれば、その段階で改めて考えていかねばならぬと思います。

最初におっしゃいましたように、この諸井委員会というのが非常に大きく貢献したというのは、私どもも大変ありがたく、大変高く評価をしているところであります。

○松崎(公)委員 我々も、分権推進委員会は、私も当時地制調の委員をやっております、非常に改革的に、精力的に、でも、最終的には財源をつぶされた、やりたくてもできなかった、それで一年延ばしてやったけれども、結局先おくりになった、それを今財政諮問会議が引き受けてやっている、それはよくわかっています。

ですけれども、この機関というのを、やはり先ほどから言っているように、総務大臣さんとお話し合いだけではなかなか難しいだろう、政府全体です。地制調の話も出ましたけれども、やはり中立的な機関というものが入った方が私はいんじやないかと。

分権改革推進会議というのは、ちょっと悪いけれども、失敗しましたね、あれは。中身がなかった。ですから、推進委員会の方は非常に中身がよかった。ああいうようなものを、やはり中立的な、しかもしっかりとしたメンバーで、いわゆるお役所的な審議会じゃなくて、やるべきだと再度これは要望をしておきたい、私はそのように思います。

それから、財政の話になりますが、所得税から個人住民税、三兆円の税源移譲が行われますと、地方交付税の法定税率が一兆円減少するというふうに見通されておりますね。これは本来、交付税は地方独自の財源なんです。ですから、この減少分についてやはり補てん措置をしないといけないんじゃないかというのは、地方から相当意見として出ているわけですね。十九年度以降の交付税総額の確保、この辺の見通しはいかがでしょう。

○麻生国務大臣 御指摘のとおり、国税五税と言われている所得税、酒税、法人税、たばこ税、消費税、この国税五税の一定の割合というものは地方交付税というもので、規定によりまして当然地方交付税になっていくんですが、先ほどの御指摘にありましたように、三兆円の税源移譲を行えば、そのうちの平均いたしまして三二、三%にいたしまして約一兆円、九千六百億と言われている交付税が減少することになるので、これは財源不足額が拡大することはもうはっきりいたしております。先生のおっしゃるとおりだと思います。

その補てんにつきましては、一応国と地方と折半のルールになっておりますので、そのルールで万全の補てんをやっているというところは当然のことだと思っております。

ただ、地方税制改革というものを考えていきますと、行政サービスの水準と国民負担のあり方というところが多分議論になるんだと思います。その点からいきますと、先ほど申し上げましたように、法定率の見直しというものを中期的には検討していかなざるを得ないということになるであろうと思っております。

○松崎(公)委員 とりあえずこの制度が続いているわけですから、しっかりとそこは確保すべきだと思えます。中長期的な法定率の変更、これは法的にも多分あると思いますので、ぜひそれはお願いをしたいと思えます。

それから、政府・与党合意の中には中期地方財政ビジョン、これが入っているんですね。ですから、今のようないことも含めまして、財源確保を含めまして、こういうビジョンをきちっとやる。この算定プロセスに地方関係団体の参画を図るといふふうに書いてあるんですね。これは実際に図られるのかどうか。そして、中長期的な展望というのは、今のようには描き方をしようとしているのか、それをお聞きします。

○麻生国務大臣 地方六団体の意見を聞いてやっていく、これは地方の話ですから、最終的には。

やはり実施いたします地方六団体の意見というものを尊重していくのは当然のことだと存じますので、私どもとしては、地方六団体の意見を踏まえつつ、今言われた点につきましては中期的なビジョンというものをくり上げてまいりたいと考えております。

○松崎(公)委員 ちょっと残りましたので、また委員会でもやります。

どうもありがとうございました。

○実川委員長 次に、楠田大蔵君。

○楠田委員 民主党の楠田大蔵でございます。

予算委員会とも重なっておりますので、大変時間もやりくりがあつて延びておるようでございますので、当初一時間という予定でございましたが、できる限り簡潔に終わらせていきたいなと思っております。約束はまだできませんが、よろしくお願ひします。

まず初め、この地方交付税関連の質問に入る前に、私も福岡選出でございますし、麻生大臣も福岡選出でございますので、注目の衆議院福岡二区での補欠選挙について、まずお聞きしたいと思っております。

さきの総選挙からはや一年四カ月がたちまして、小泉総理の任期はまだ一年半残っております。そうしたちやうど中間点に位置するような時期に行われるこの補欠選挙は、小泉政権に対する国民の今の時点での思いを表明する意思表示になると私は考えております。

しかも、山崎拓先生は小泉さんの盟友でもあり、また現職の首相補佐官でもある。仮に負けるといふことがあれば、政権への影響も必至じゃないか、もう一歩言えば、小泉総理の責任論にまで発展するほどの重要な補欠選挙になり得ると私は考えておりますが、大臣の見解をまずお聞かせください。

○麻生国務大臣 今の質問はもう一方おられるときに聞かれた方がもっとよかつたんじゃないかと思つてはいるんですが、旧福岡一区におられる方としては、責任論にさせたいという気持ちはわかつて

ぬでもありませんけれども。全国で、このままでいきますと、多分、宮城で一つと、ここで二つと、両方とも民主党の方々が途中やめられることによって補欠選挙になることになったという話でもありますので、自民党から見れば、もともと自民党じゃなかったんだからというのが多分気持ちの中としてはあると思います。常識的なことを言つて、もともと自民党の議席じゃなかったんだから、減つたつてふえたつて関係ないよ、もともと二議席違つたじゃないかと。

多分全体を見ている人たちはそうだと思いますが、今言われましたように、選挙というのは、そのときそのときいろいろジャナリズムのおおるところでもありますので、私どもは、与えられた条件の中で候補者、いろいろ風聞のあるのはお互いさまでありますので、そういった意味では、私どもそれを抱えて徹底して選挙を戦わなしようがないというので、私どもはそれは黨員としてやらねばならぬことだと思っております。忘れぬでください、私は県連会長をしておりますので。

○楠田委員 もちろん県連会長をされていることも存じ上げておりますし、責任論ということに結びつけたい気持ちももちろんありますが、山崎さん自身が負ければ引退だと公言もしておりますし、また私自身も山崎先生とはいろいろありましたが、うちもいろいろありましたし、麻生大臣も内心いろいろ思いがあるというふうにも私も理解しておりますので、そうした少し力が入り切れない理由にもなっているんじゃないかなと勝手に理解をさせていただきまして、それはそれとして、現政権の是非というものを一つ問ういい機会になると私は思いますので、お互い正々堂々と戦つていきたいと思っております。

それでは、本論に入らせていただきます。今までは、もう既に予算委員会でも本日の委員会でも話は長時間されておりますが、私自身の考えとして、まず、国も地方もそれぞれ厳しい中で、

それぞれ歳出が減っていくという程度はある程度いたし方ない。ただ、予測可能性というものがありません。また信頼関係が保たれずばさつと切られることにこそ問題があるとやはり思っておる一人でござります。そうした思いから質問をさせていただきます。

まず、何度も聞かれておると思いますが、いわゆる三位一体改革の目的というものをそもそも何と位置づけておられるか、改めてお聞きしたいと思います。

○麻生国務大臣 この種の話はどうも金目の話からみんな入れますので、先ほどの義務教育の話にしても、まず金から入るから、どうも話が品なく、何となくちまちましたものに見えるんですが、本来は、私は、この三位一体というのは、明治以来、明治四年、廃藩置県をやつて、中央集権の国づくり、国の形をつくつた以来、少なくとも、平成五年に決議がなされ、平成十二年に地方分権一括法ができ、そして今回、十六年度に三位一体に関するものがいろいろ出てきておりますけれども、この十年間にわたつて、間違いなく地方に主権が移転していくというための手段として、この三位一体というのはその中の一段だったと思っております。目的は三位一体ではないのであつて、三位一体は手段。

その目的は何かといへば、やはり地域が地域として独自に自立できていくようにする。やはり地方の独立、地方の自立、そういったようなものができるようになるためには、地方がみずからの創意と工夫でできるようにする自由な裁量権、プラスそれにある程度支援できる財政というふうなものと考えていたときに、私どもとしては、今回の三位一体という、先ほど安住先生に言わせれば、何となくわからぬというお言葉が出ておりましたけれども、少なくとも地方財政を確立していくための手段としてこの三位一体というのが使われておる。目的は、地方の独立。自由に使える財源をふやしてやつて、地方が自分の裁量、才覚で自立できるようにするというのが本来の目的と存じます。

○楠田委員 そうしますと、先ほどの質問でもありました、十八年度までのビジョンの中で、中にはそれぞれ異論もあり、これからまた非常にけんけんがくがくされていくと思いますが、そこにはあえて触れずに、十六年度の分も合わせて四兆円程度の補助金削減とそれに見合う税源移譲というのが、方針としては、大枠としては示されたと思っております。

仮にその十八年度までのビジョンが達成したとして、今回の三位一体改革の、先ほど目的と言われた地方の自主的財政運営、また地方自立、分権、地域主権という意味で、なかなか数字ではあらわしにくいかもしれませんが、どれぐらいの成果がこの十八年度までのビジョンでなし遂げられると思われませんか。

○麻生国務大臣 一応、三兆をめぐると言つて二兆四千億ですから、形としては八〇%ということに数字の上ではなると存じます。平成十七年度。しかも、十八年度に、先ほどの御指摘にあるとおり、残り六千億のものをきちんとつくり上げていかねばならぬのですが、地方の三兆二千億と出された内容の結果としてこちらが移すとしていくものの中内容にかなり差がありますので、そういう点から考えると、地方からいって、少なくとも、戦後、国税から地方税に税源がまゝとめてこれだけ大量に移転された例が過去にありませんので、その意味では一応及第点ぐらいいはただけるかと存じますけれども、数字の上でいう八割とかいうような点を知事や市町村長がつけられるかといへば、私どもの感覚としては、ちょっとそこまでは我田引水が過ぎるのであつて、どうやら及第点ぐらいいはただけたところじゃないだろうかと、私どもはそう思っております。

○楠田委員 そのようにお聞きしますのも、今までも話がありましたが、やはり十九年度以降の目的達成のためにさらに進んでいかなければならぬというのも事実だと思つておりまして、地方六団体は、十九年度から二十一年度を第二次改革と

して、税源移譲八兆円程度、国庫補助負担金の見直し九兆円程度というものを既に提案している。政府としては、まだ正直、今回の結論をまず出すのが重要というのの本音かもしれません。しかし、そうはいっても、目的を明らかにしてやっているわけですから、十九年度以降の三位一体改革を麻生大臣としてどのように考えているか、これをお聞きしたいと思います。

○麻生国務大臣 まことにごもっともな御質問なんですと思ひますけれども、基本的には、十八年度までは、先ほど御質問にもありましたように、きちんと今言われておりますものを、地方交付税を含めてきちんとしたもので約束どおりやらないと、少なくとも財政規模の弱い地方団体におきましてはかなり厳しいことになりまして、そういった形で地方と約束したことの信頼をなくさないようにするというのが、まず十八年度までに關して言わせていただければ、そこだと存じます。

十九年度以降につきましては、先ほど申し上げましたように、やはりより小さい政府にして、効率のいいもの、かつ、しっかりした強いものというものを考えていったときに、今あります補助金の話でさせていただきますと、総額約二十兆、正確には約二十一兆近くの補助金があるんですが、そのうちの約半分が厚生労働省管轄に近いもので、いわゆる社会福祉関係ということになります。そこにとりだけの手が入れられるかというところになりますと、これはいろいろ大きな悩みを抱えているところであつて、生活保護も厚生労働省の中に入ってくるんだと思ひますが、こころのそこは、地方団体としては最も希望をされて

いないところなんだと思ひます。しかし、傍ら、よく見ますと、今、大阪、東京、北海道等々、急激に伸びておるところが都五県だと記憶しますけれども、そういうところと全然伸びていないところ、全く生活保護が低いところとの差は何かということのいろいろ分析してみるのは今後ともあるものであつて、実際、かつて高かった生活保護世帯の率が下がった県、福

岡なんか下がったところの一つですけれども、そういう県とやたら伸びている県との違いは何かというような点を一つ一つ詰めていきませんと、ただ何となく、高いからとにかく補助率だけ下げちゃえなんという話はとても乱暴な話で、ついていけるところではありますし、いろいろな意味で、この問題につきましては、よく詰めてしなさいかぬところだと思います。

筋として、流れとしては、先ほどなたかの御質問にも御答弁申し上げましたけれども、基本としては、より小さな、効率のいい、かつ、しっかりした政府。そして、地方は地方で、地方間が、同じ十兆から十兆、五兆から五兆の市として、同じようなところと、あつちがこうならおれのところも頑張ろうというふうなことで効率をよくしていくということが競争になる、そういう形が最も望ましいと思つております。

いずれにいたしましても、これは地方とよく話を詰めないで、こちらの思ひつきでやつたて地方は全然望んでいないかもしれないので、埼玉の事情と福岡の事情が全然違うというのはどこでもある話ですので、そういった事情もよく聞いた上できちんとした対応をしていく必要があると思つております。

○楠田委員 次の質問でお聞きしようと思つたんですが、先ほどからの質問で、三位一体というのは一つの手段であつて目的ではないということですので、この三位一体と呼ばれている改革が仮に終わったとしても、その後まだ長い道が続いていくんではないかと思つております。さらなる小さい政府をつくるのであれば、地方への権限移譲というもののに伴う補助金カットと税源移譲というのは当然必要でもあるでしょうし、また、この後聞こうと思つておられますが、地方の地方債発行の自由度を高めていくとかそのような話も出てくるでしょうし、さまざまな要素があると思ひます。

その上で、先ほど地方と話はしていかねければならないとおっしゃつておりました。たびたび聞かれておることですが、今回、いつも我

田引水で申しわけございませんが、福岡の麻生知事が知事会長にもなられた、そして町村会長はもう長く福岡の添田町長の山本さんがやられておる、そして総務大臣は当然麻生大臣、福岡選出でもありますし、いっそのこと地方との協議機関というものを例えば福岡でもやって、地方の現実というものを実際に見てもらいながら、これからさらに一歩進んだオーソライズを図っていくべきと考えます。

やはり予測可能性を高める上で地方の意見にかに現実的に取り込むか、これが何より大事だと思っておりますが、この点に関して、もう一度改めて。

○麻生国務大臣 基本的には、これは全部地方に主権が移管される。移管される方が要らないという話を、やれやれといったって、それはなかなか難しい話の一つです。

それから、補助金の話をやったときにもつくづく思ったんですが、いや、補助金のままでいいと言われる団体も実はいっぱいある。税源なんか移譲されたって困る、きちんと決めてもらった方がいい、そうするといろいろ差し込まれたらなんかせず、これはこれにしか使えないというルールなんだ、決められた決め事なんだと言え方が楽だからとか、実に二千数百人首長さんがいらつしやいますので、いろいろ御意見があるところだとは思いますが。

大事なことは、やはり今後、首長さんというのは、いろいろな意味でその地域、与えられた地域、何万の住民を抱えてその地域を経営するといふような感覚になっていただかないと、何となくあの人はいい人だからやっておいてもらったらなんというふうな時代では全然ないと思いますね、これから。

やはり地域というのはよほどしっかりした感覚でやっていって、おれのところは法定外税でこういうことを取る、しかしそのかわりおれのところはこれだけいいとか、いろいろなことが結構できるようになっております。

そういった意味では、同じ九州の中にあっても隣の熊本と福岡とは大分違いますし、また長崎へ行けば同じ九州といったって全然イメージが違ふ。それはよしとするべきなんであって、やはりいろいろな特徴を持ってやっていけるようにしていただいた方が、そこに住んでいる人たちにとても、みんな同じ金太郎めめじゃないんだ、いろいろ味が違う、見てくれも違うということの方をよしとする時代に多分今なっていると思います。

そういう線に沿って、国の基本として、教育を初めきちんとした筋は立てないかぬところだと思ひますけれども、それはそれとして、そのほかは、基本としては自分たちの地域の特色というものが出せるような、そういった自治経営というものができるようにいろいろな形でサポートしていくというのが総務省としての仕事、政府としての役割かなという感じがいたします。

○楠田委員 私の父も以前首長をしておりまして、私、今民主党で出ておりますが、相当人件費を削って経常収支は相当よくなったんですが、そのかわり、私が民主党で出る際に相当批判をされたというところもありました。そういう独自の視点で、経営という観点でやるということは大変重要ではないかと思っております。まだまだやることは多いなと思っております。

続いて、個別具体的に地財計画の中でお聞きしたいと思ひます。

やはり予測可能性という上で、昨年の十月ごろ財務省が突如、投資的経費の過剰計上が七から八兆円ある、このような指摘を行って、地方も相当びびったといひます。戦々恐々とした。確かに今回、投資的経費の部分で三千五百億円のマイナスをし、そして一般経費の部分で三千五百億円プラスするという形で、最終的には一体的な正が行われるという形になりましたが、やはりこのような指摘が突如出るということも地方にとっては非常に怖いことだと思っております。

しかし、乖離というものが実際にあったということは今回総務省も認めたわけでございますので、

この乖離というものの原因がそもそも何であつたのか、これをお伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 事は多分、財務省からの七・八兆円という言葉が最初だったと思ひますが、いわゆる過大計上であるというお話が最初から出てきて騒ぎになったと記憶をします。財務大臣もサインしたものが過大計上というのはおかしいじゃないか、自分だつてサインしておるではないかという事で、この過大計上という言葉はそれ以後出てきたのが投資的経費と経常経費の乖離なんです。

今言われましたように、経常経費の部分というのは、福祉とか介護とか、そういった片仮名でいえばソフトの部分。傍ら、投資的経費というのが箱物と言われるハードの部分なんだと思ひます。

そういうものでいきますと、今地方の方では、箱物には予算がつくけれども、そうじゃないと予算がなかなかつかないという部分もありますので、基本的には、何となく箱物で予算を計上しておいて、実はできなかったといつてソフトに回している。したがって、ソフトの部分とハードの部分との乖離はちやうど、こっちで三千ふえればこっちで三千へこんでいるという形で、ソフトとハードを一体的に見ますとほとんど額は変わっていないというのがある状態で、全国足しても、一千億あるかないかぐらいの差だったと記憶していますが、全部足したってウン十兆円、足しましてもそんなものだったと記憶します。

そういった意味では、いわゆる経費の上げ方、勘定科目の上げ方、そういったものが少なくとも今の時代に合っていないのではないかと。現場にいる町長、首長さんの方が現実に合わせて、どうしてもそちらの方がいいことにします。そういう判断が結果的に乖離、ソフトの部分の支出を予算より多くしている、予想より多くしているという結果になっているというままで、ほつておけばいいというのじゃありませんので、これは基本的には、今回いろいろ御意見がありました

中で、きちんとした形で是正するという事で、これは多分戦後初めてだと思ひますけれども、大幅な是正をやつて、三千五百、逆にいけば七千というところになりましようが、そういった形の是正をさせていただいたということだと思ひます。

もとは何かといえば、現場でいえば、箱物よりそういった社会福祉等々の方の方により需要が多かつたというのに対応して、それを何となく放置したというのが、長い間の積み重ねでこうなつたんだと理解をいたしております。

○楠田委員 私が聞いたところでございますが、決算を反映してこなかった、乖離が生じてきた一説には、投資的経費の積み増しを地財計画の上で減らせば地方の公共事業が一挙に減つてしまつて景気を冷やすことになるんじゃないかと族議員の方を中心に思われて、使つべきという部分でこれを高目に設定を続けてきた。そういう意味では、従来からの国が地方に事業をやらせてきた発想というのが残つていたんじゃないかという想像も私はするわけでもござひます。これは真偽はちやうどわからないところでもあります。

ただ、乖離が生じていたのをそのままにしていたこと、総務省にももちろん責任はありますが、それを見逃していた財務省にも責任はあるんじゃないか。見逃しておきながら言ったことに対して、過大計上を言い出したことで、麻生大臣も相当お怒りになられたとも聞いておりますが、そして何より、こうした話が突然持ち上がつて、地方が戦々恐々とするのが一番の被害者という思ひがいたします。

そういった意味から、この機会に、この問題に関して、今回ある程度見通しを明らかにしておく必要があると私は考えておりますが、まず財務省に、今後持論どおり、投資的経費というのが相当まだ過大計上されておるという意味で、この投資的経費だけをまた査定を続けて減らしていこうとするのか、それとも、総務省が言うように、経常経費も含めて一体的にこれを是正するという方向なのか、過大計上という持論自体を既にもう

引つめたのか。そうしたものも含めて、財務省の見解というものをまず教えてください。

○倉田大臣政務官 お答えいたします。

お話がありましたとおり、投資的単独事業を初めとする過大計上、過大計上とこちらで言ったんですが、十三年度決算ベースで七兆から八兆あった、これは国民に対するアカウンタビリティーという観点からも非常に問題である、早く解消すべきである、こういう問題提起をしたわけでございます。

もうお話が出ましたとおり、投資的経費の方は七千億、十七年度では減らさせていただく。それから、一般行政経費の方ににつきましては、本当に必要な行政需要が認められるもの、こういう経費につきましては三千五百億ほど増額計上したという実績もあるわけでございます。

そういうことで、今後とも、投資単独経費の適正化はもちろん進めていくわけでございます。それと同時に、行政経費の方ににつきましては、その必要性とか、それから積算を厳しく精査していくということになるかと思っております。

○楠田委員 ちょっとわかりにくかったんですが、言ってみれば、一体的計上ではなく、全く切り離して査定をそれぞれ結めて、投資的経費が非常に減るけれども経常経費は余りふえない、そのような査定をされる可能性もあるということでお聞きしていいですか。

○倉田大臣政務官 どちらだけ云々ということではなく、やはりどうしても必要なものは必要だ、不要なものではない、こういう観点でやっていくつもりです。

○楠田委員 恐らく財務省の本音は、当然、投資的経費だけを削りたい、別々に査定をして自分たちの査定に従ってもらおうというのが本音のようにお聞きしましたが、それに対して、地方の予測可能性の点から、それでも一体的は正に正のかというところを、麻生大臣、お答えいただけますか。

○麻生国務大臣 今のお話で、一体的な正というのを目指して、当然十八年度以降もやっていく

ことになるんだと思っております。

今後の正の目標ということになってくるんだと思いますが、平成十四年度の地方財政計画と決算の乖離といえますものは、投資単独で約五兆円出ておりました。一般財源で赤の二・六というところであります。一般行政経費というものがプラスの六・九ということでありまして、一般財源でプラスの二・九。足しますと、今言った数字になろうかと思っております。

この額につきましては、決算の状況などという変動してくるんだと思っておりますけれども、どのくらいの額を何年間で是正するのかと言われると、ちよつと目標を固定して掲げちゃうというのは少々困難でありますので、毎年度、一番最新の決算、最近決算も早目に出るようになりまして、最新の決算状況を把握した上で毎年正していくかねばならぬということだと思います。

何となく妙な疑心暗鬼になるというのはお互い不幸な話であって、いかにも途中で自分だけこうしているような感じになると思われるのも首長さんとしては甚だ本意なところだろうと思っております。形としては、数字が現実に沿った形で決算というものができますように、予算の段階からきちんと計画を立て上げて当然だと存じます。

○楠田委員 非常に微妙な部分というのか、結局は、一体的は正の必要性は感じますけれども、精査をするという原点はもう大切にしなければならぬ。ただ、地方に足りていないという部分はある現実のことだと思っておりますので、この査定も当然、一体的は正に近づくように地方のことを考えてほしいというのが私の思いでございます。

次に、地方交付税の算定方法について。これまたちよつと非常に原点的な話でございますが、私も昨年の臨時国会から総務委員会に所属させていただきまして、話を聞けば聞くほど、非常に難しいなというのが実感でございます。しかし、一定して評価があるのが、交付税の算定方法にやはり不透明さが残っており、国のその

時々の政策という名の都合で大幅に変動が起き得る、予測可能性が著しく低いとの批判が常にあるのではないかと思っております。

現に、来年度こそ交付税総額というのは微増、少し増になりそうですが、ここ数年、大幅に下がって続けてきた。しかし、地方交付税法一条を改めて読み直しますと、地方行政の計画的な運営を保障すること、地方団体の独立性を強化するとうたっております。この前提すらこのままでは信頼性を失って崩れてしまうのではないかと思っております。

そこで、まず、地方交付税の算定方法というものを簡単に教えていただけますでしょうか。

○今井副大臣 楠田委員にお答えを申し上げます。

普通交付税は、各地方公共団体ごとに標準的な水準の行政を行うために必要な経費を算出したしまして、いわゆる基準財政需要額とそれから収入額、その差を補てんしていくといいますが、そういう役割を持つていくわけでありまして、交付税を交付させていただく、こういうことになるわけでありまして。

地方団体が行政が、先ほど来御発言がりますように、大変多岐多様な時代になってまいりました。各行政項目ごとの単位費用とか測定単位あるいは補正係数などが非常に多くなっております。交付税の算定が非常にわかりづらくはなっております。各地方自治体も大体計算ができるようになっております。その差は余りなくなっているわけですが、複雑は複雑なんですけれども、各自自治体ともその内容については承知をしているところでございます。そんなに乖離はなくなっております。

御指摘ございましたように、さまざまな機会を通じて、算定の考え方についてこれからしっかりと説明もしていかなきゃなりませんし、算定の簡素化に努めることが大切だと思っております。これからの交付税制度や算定の仕組みにつ

みにつかまして周知徹底を図るべく努力をさせていただきます。と思っております。

○楠田委員 一つ一つ聞こうと思っておりますが、副大臣も首長経験者、若くしてやられておりますので、相当御自分の経験として見られてきたと思っております。

またちよつと個別具体的にありますが、それでは、この基準財政需要額を積み上げる際に出される単位費用、これを具体的にどのよう地方の需要と合わせていっているのか。また、補正というものがどのようなものであるのか。ちよつと細かいですが、具体的に教えていただけますか。

○今井副大臣 先ほど申し上げましたように、標準的な水準の行政を行うということがありまして、人口、道路の面積あるいは延長、学校の教職員数、あるいは地方団体の規模、あるいは地域における経費の差、これらを反映させた補正係数を掛け合わせまして、合算して算定されるものでございます。

○楠田委員 そう考えますと、やはり細かい数字はいろいろあると思いますが、なぜ算定費用というものが毎年変わって得るのか。また、補正係数というものがわかりにくいですが、全体を積み合わせた基準財政需要額というの、データによりましてと相当の、二兆、三兆というレベルで毎年下がっている。ナショナルミニマムといいますが、あるべき姿というのがどんどん下がっていくということが毎年、私はなかなか理解できない部分でもあります。

実を言いますと、交付税算出の方法の具体的な式がどのように確かにありますけれども、その式の単位費用の額などが、毎年の総務省と財務省の折衝の中で、地財計画というものをつくって歳出と歳入を出して、その逆算から単位費用というものを算出して、補正というものを調整して、結局、霞が関と永田町の机上の空論だけでこの地方のあるべき姿というものを勝手にフィク

ションとしてつくり上げていっているんじゃないか、率直にこのようにも思うわけでございます。

ここは原点に立ち返って、地方の本来必要な部分を反映させるという試み、今回の法改正でも、補正の部分も単位費用を簡素化したり透明化する、このような努力もされておると思いますが、こうした本来必要な原点に立ち返るという意味で、大臣、ちよつと質問にもなかつたんですが、この点のように実感としてお感じになるか。できれば大臣に。

○麻生国務大臣 算定基準が毎年変わるというお話というのは、普通交付税は余りそんなむちゃくちゃに変わることはないんだと思うんですが、特別交付税等々につきましては、今の場合は、人口の部分でいきますと、人口がふえているところ、減っているところ、そういったところでは結構差がついたりするのは、今人口が非常に大きなウエートを占めるようになりましたので、それは事実とおっしゃいます。

あと、ことしの場合で特にふえておりますのは、やはり風水害それから雪害等々の部分がほんとふえておるような気がいたしますけれども、そういった特別交付税に關しましては、今言つたような差が結構出ているはずで、特に、新潟やらあの辺、裏日本なんて言うとおん殴られるね、日本海側のところは結構、従来になく、例年の倍ぐらい雪が積もつていますので、正直なところ、そのところは要るので、特別交付税の話……。特別交付税じゃないんですか。(楠田委員「いや、違います」と呼ぶ) ごめんなさい、特別交付税かと。済みません、聞き間違えました。

○楠田委員 やはり特別交付税の部分は非常に少ない部分ですから、当然、普通交付税の部分で聞きたいんですが。

当たり費用を、あるべき姿を出していくということも必要じゃないかと私は考えておるわけでございます。

この点に關して、改めて。

○麻生国務大臣 特別交付税と間違えまして、済みませんでした。

地方交付税というものの、いわゆる交付税の簡素化とか透明化ということなんだと思いますけれども、これは、地方分権推進計画という平成十年度の計画と、それから基本計画の二〇〇三に基づきまして、いわゆる補正係数、今言われたよく意味のわからぬ単語なんです、補正係数の単位費用のほかに、少なくとも都道府県の算定というものを中心に、いわゆる補正係数は数を減らせ、そういうものはごちゃごちゃしてよくわからぬ。それで、投資的経費などというところを、主に経費の種類というものが、もう物すごい、精緻をきわめようとするものだから、どんどん難しくなるわけですよ。そういったところはもうちよつと、頭がいいのはわかつたから、もうちよつとわかりやすくしろという話です。おれの頭でわからないのはだめというので、今言つてもちよつとなかなか難しいぐらいいっぱい出ているんですけれども。

いずれにいたしましても、こういった点に關しまして、妙な疑心暗鬼を生むというのも、全く私どもとしても意図するところではありませんが、少なくとも、国からの関与の廃止、縮小というようなもののほかに、算定方法を簡素化しろ、透明化しろといったような地方団体からの要望にこたえている周知をやつていかないかぬというところで、この点につきましては、地方六団体ともその項目ごとにいろいろやり始めつとあるところでもあります。

○楠田委員 私も、議論していきまして、やはりそうはいっても相当難しいし、確かに地財計画の歳出と歳入に従つて決まっていかなざるを得ない。そういう国と地方の關係が続いていくということを実にあらわしているんじゃないか。また、国税

五税の配分率というのが今は決まつておりますが、これに対しても根本的に議論していかなければならないんじゃないか、そのようにも考えております。

次に進ませていただきますが、特別会計の部分、借入れの部分に關してお聞きをさせていただきます。

特別会計の借入金の高というものが、平成六年度では七兆円余りでしたが、そこから急激にふえまして、今では五十兆円余りにまで達している。端的に、これをどのように削減していくのか、これを大臣、お聞かせ願います。先ほどの問題はもういいです。

○麻生国務大臣 これは大問題です。五十兆というのは簡単な話じゃありません。五百兆に比べれば五十兆と言うかもしらぬけれども、五十兆というのは結構な大きな額でして、御指摘のとおりこれは五十一兆に近くなつておりますので、そのうちの三十三兆六千億という部分は地方の負担分ということになつておりますので、これはもう極めて深刻な事態だと思つております。

これは基本的には、借金は返していかないかぬということになるんだと思ひますので、常識的なことを言えば、歳出の削減であり、そして地方税等々を含まして一般財源というものの収入を、国税との法定率等々いろいろ変えていくことによって税収がふえる、また、地方にいろいろな意味で企業の誘致やら何やらありますと、またそれで変わる、いろいろな努力が要るんだと思つておりますけれども。

少なくとも行政は、地方に権限が移管されたからといって、それで行政はそのまま、今までどおりただ合併して、その人数をそのまま持つていっただけではどうにもなりませんから、そういった意味では、地方も、財政指数が上がつたらその分だけきちんとして、町村合併した結果合理化される部分で、人数の部分、またいろいろな意味で機械化できる部分、さらに単位規模が大きくなりましての外に外注できる部分、いろいろな形で地

方の歳出を下げていくというような地道な努力ということなんだと思ひます。

やはり究極的には、地域における地域住民の税負担と、それによつて受ける行政サービスというもの、その水準を、おれの町ならこの程度でいいというのか、いや、もつとこうだということによつては、これはかなり意見の分かれるところだと思うんですね。

私どもとしては、このところが、今後この国の形をやつていくに当たつて、少なくとも今、テレビは九九・九%見られますし、電話だつて水道だつてガスだつてほとんど行つてしまつた後、さらにどんな行政サービスということになると、多分医療とか、そういったような従来とは違つたものが出てきた。高齢化というものに伴つて出てくる需要が新しくできてくる傍ら、学校あたりは減るはずですから、そういったところは。

そういったものからいきますと、先ほどの義務教の話に戻つていくことになるかもしれせんけれども、少なくとも学校やら何やらは、人口というものは状況も変わりましたし、また通信というものには恐ろしい勢いで発達しましたし、いろいろな形で、地方は合併した上で、その上での合理化という形ができる、それによつて歳出が削減される。

しかし、ここで一番大事なところは、地方が努力した、またその役所において努力したら、努力してコストが下がつたら、下がつた分だけ理財財局に、財務省に召し上げられたら、何のためにやつてゐるか意味ないでしょう。第一、やる気が起きやせぬでしょう、そんなもの。組合と一生懸命やつて、やつとやつたと思つたら、おまえ、下がつた、よくやつたと言つて、せめて安くかつた分の半分ぐらい地方にそのままくれれば努力のかいもあるんでしようけれども、お前御苦労と言つてそのまま持つていかれて、来年はその分だけ減らしますと言われたのでは、やる気が起きませんから。そういったところも含めて、地方が経営したら

経営しただけ、努力したら努力した分だけのものが報われるようなシステムというものを考えない限りは、やはり努力はしないと思うんですね。そういった意味では、いろいろな意味で努力は要るんだと思います。

おたくのおやじさんにしても、北九州の人やら、みんな結構財政のバランスというのに努力した方ですよ。しかし、余り評価されませんものね、こういうのは。財政削減とかバランスとか、みんな言うんですよ、一応。言うけれども、実際にやつのけた人は、それをもって選挙に出て、非常に多くの票に結びつけたかといったら、そんなのはいません。おれのところ切られたとかいう話ばかりしか出ませんから。

そういった意味では、これはなかなか報われない話なんです。しかし、報われなくてもこれはやらないかぬところがあるし、やらないかぬところがあると思えますので、私どもは、やはりやったらその分だけ何らかの形のものが残される、見返りがあるというような制度というものをちよつと考えないかぬというのが率直なところですよ。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

○楠田委員 先ほどの議論にも含めて、交付税の算出の改革で、そうしたコストカットした分、算定にも取り組むという努力も少しずつ始められていいるとは聞いておりますが、まだまだ不十分だろうなと思っております。

確かにうちのおやじも評価されずに、その後やめて、衆議院選に出たために落ちて、私がこうしているというわけでございますが、なかなかその評価も一定をしない。その評価がゼロとも国と地方との関係でも取り入れられるような時代が来ることを私も常々思っております。

特別会計の借り入れの話でございますので、確認で、平成十八年度から民間借入れをふやさない方針と聞いておりますけれども、この方針は変更はないでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的には、民間からの借入金というものに関しては、平成十七年でした

か、地財対策等々で、借入金というものはふやさないという方向で総務、財務両大臣の間で合意がなされておりますので、この線に沿って、私どもとしては検討してまいらないかぬと思っております。

○楠田委員 特会を通じた借入れ、民間借入れをまずはストップする、これは非常に重要なことだとも思いますが、しかし、その反面で、この借入れを圧縮したために、また特会借入れの償還を二〇〇七年以降に先延ばしするという話も出ておりますし、その新たに生じた借入れがでさなくなつた分を臨時債などで補てんさせているというのも事実だと思えます。

平成十三年度からこの臨時財政対策債というのが常態化して、しかも相当な額になっている。しかし、臨時という名前がついておりますので、これはいつまでという計画で行っていくのか。この点をお聞かせいただけますか。

○麻生国務大臣 御指摘のように、臨時財政対策債というのにつきました。これは地方財政法の第五条で言われますいわゆる特別な地方債ということになると思えますが、これを地方交付税法の第六条の第三項に基づいて制度改正をして導入したものであります。

これは基本的には、単に個々の地方団体の収支不足というものを埋めるための単なる赤字地方債というふうな発行とは全然異なるものでして、私どもは、長期にわたってこういったようなものを継続していくというのは望ましいことでは全くないないと思っております。基本的には、一般財源の収入というものをふやすという努力は、企業の誘致を含めて、いろいろしていかないかぬところなんだと思えます。

やはり国、地方を通じて行財政の簡素化とか効率化というものを図って、たまたま今、ICTという非常に大きな時代の変革に恵まれたので、この技術を使いますと非常に多くのものが効率化できるというのは、これは目覚ましいものでして、来月からいよいよすべて手続がオンラ

インでできるということになりますと、それに伴って当然、人もそれに取ってかわらなくてはおかしいのであって、それが扱えない人は別の新しい人にかわっていったら努力はしてもらわないと、とてもじゃないけれども、というような感じになろうと思えます。

やはり収支のギャップというものを縮小させていくという流れで考えていかなくいかぬし、何回も申し上げますけれども、毎年これを恒常的にやるものでは全くない、私どももそう思います。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

○楠田委員 具体的にいつまでということはないか、確かにこれはお答えしにくいとは思いますが、私も時間を削ってやろうと思っておりますが、答弁がまた長くなりますと、私もちよつと長くなつてしまします。

それはまたそれとして、その次の質問として、借入金が二〇〇七年以降償還がさらに行われる。そして、臨時という名前なので、これはまたカットをしていくということになっていくと思えますが、その後、またこれが交付税の減収につながってくる、そして新たな財政対策債というものがまたつくり上げられていくような、そういう可能性もあるんじゃないかなと思っております。

やはりそういったときに、そもその改革として、国税の一定割合という原則で、今、所得税、酒税が三二％、法人税が三五・八％、消費税が二九・五％、たばこ税が二五％、このような決定がされておりましたが、これが過去どのように決まってきた、この数字にどれだけの妥当性があった、そしてどれぐらいの引き上げを考えていかなければならないと今の時点で考えておられるか。簡単に結構ですが、これをお聞かせください。

○麻生国務大臣 どういう理由で決められたかといえ、早い話が、やはり当時の大蔵省と自治省のけんかの結果であつて、合理的に品よく話がちゃんとすんなり決まらなかったことはちよつと想像、現場にいたわけじゃないから知りませんが、これも、少なくとも、いろいろな故事来歴、いわ

く因縁の結果、二九だ、三三だ、三三だというのがで上がったのであって、その話が、何でもの一律三三じゃないんだとか三三じゃないんだと言われれば、その時々、ことしで言えば、勝さんの顔を見ながら、やはりこれはやばいな、この辺で遠慮しようと思うか、これだつたらもういいかと思うかというのを、毎年その都度やつて決めてもらったんだと思えます。

中長期的にいったら、先ほど申し上げましたように、法定率の話やら何やらというものを考えますと、やはり地方にとってはある程度これぐらいだということ、今委員が使われた言葉を使わせていただければ予見可能性ということになるんだと思えますけれども、そういったものを見て、極端にこんなことになってきたら、バブルがはじけた以後、地方税の収入はがたつと落ちてきた、景気も悪くなつてきたというのが全体に与えておりますので、今悪いと、悪いときの状態がずっと続いているような感じが今後ともするものですけれども、そんなわけはないのでして、少なくとも、一昨年と昨年に比べれば明らかに法人税の収入は変わりましたし、そういった意味では地方税も変わった。それが今回の予算をある程度組みやす

させた大きな背景でもあると思えますので、やはり地道な努力というのが避けて通れないところだと存じます。

○楠田委員 最初にあのような威勢のいいことを言っておきながら、もうあと五分もなくなつてしましまして、反省もしておりますが、本当はこの後、財政再建団体の話を実はしたかつたんです。これだけぎりぎり地方も詰まってきた、合併をした、するのはいいけれども、特例債などの発行を認めていくという形になつてくれば、以前起こつたように、地方が、債権が膨らんで、借金が膨らんで、財政再建団体に転落をする、これが複数生じるということも出てくるんじゃないかと私は思っております。

この点に関しては、これから一般質問等でお聞きをしていきたい。何か今のままで、これだけ

借金が膨らんでいて地方が苦しくなっている、
ときの、平時を超えた有事のときにどれだけ対応
を考えていくか、これは大変重要なことだと思っ
ております。こうした質問、ちよつと本日は時間
がありませんので、次に回したいと思ひます。
それでは、少しだけカットをさせていただきます
して、本日の質問を終わらせていただきます。あ
りがとうございました。

○実川委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、地方交付税に関連して質問をしたいと思
います。

財務大臣の諮問機関である財政制度審議会が、
二〇〇五年度予算編成の基本的考え方の中で、地
方交付税による財源保障は、地方公共団体が国へ
財政的に依存し、地方の自主性、自立性が生まれ
にくい状況をつくり出しているというふうにし
て、将来的廃止を打ち出しておりますが、財務省
などは、この立場に立つて、交付税の財源保障機
能の縮小を今主張しております。

こうした主張に対して総務省は、これまでは交
付税の財源保障機能と財政調整機能は表裏一体の
もので分離できないんだと反論をしまひました。
ところが最近、総務省の方は財源保障機能を
守るとは余り言わなくなっていますね。

総理は、この前の本会議で、私が伺いますと、
「地方交付税の財源保障機能については、その全
般を見直し、縮小する」と答弁をしております。

総務大臣も廃止、縮小の方向で考えているのか
どうか、これを最初に伺ひます。

○麻生国務大臣 今の吉井先生の引かれた例は、
多分、地財計画のスリム化という話をされたと思
いますけれども、交付税の話をといて、この調
整機能というのは、町村合併が仮に進んで財政指
数の差が今までよりは少なくなるであろうとは存
じますけれども、それでも、今後ともこの種の差
というのは、町村の絶対総数が二千を切るような
事態になったとしても、その地域によつての財政
指数に差がなく皆同じであるかというのはとても

考えられませんが、ある程度の行政サービスの
維持のためには交付税というのは避けて通れない
ものだと思います。

○吉井委員 総理ははっきりと、「地方交付税の
財源保障機能については、調整機能はもろろん
として、「保障機能については、その全般を見直
し、縮小する」ということで答弁をされているわ
けです。

これまでは、もともと財政調整機能それから財
源保障機能は一体のものとしてずっと総務省の立
場では考えてきたわけですが、総理はこう言っ
ているが、総務大臣はこれまでどおりの立場で
ちよつと臨むのかどうか、それとも廃止、縮小す
るということを考えておられるのか、これを伺っ
ています。

○麻生国務大臣 量というものと本来の質とい
うものと二つあると思いますが、吉井先生の御懸念
になっておりますそういう調整機能というものは、
今後ともなくなることはない、必ず必要なも
のだと思っております。

ただ、量につきましては、先ほど申し上げまし
たように、法定率が変わつてみたり税収があつて
みたりいたしますと、そういう交付税というも
のが不要になつてくる団体というものを少なく
とも人口比で全人口の三分の一ぐらいにしたい、交
付税をもらひにこなさやうにもならぬという団
体、そういうものの数を減らしていくというこ
とになりますので、その意味では、地財計画を含
めまして、財源の絶対量が縮小するということは
十分に考えられます。

しかし、傍ら、今後ともそういう交付税を必
要としないというような町村だけになるかとい
うことはとても考えられませんが、そういう意
味からいいますと、交付税の持つております本
来のいわゆる質の部分、本来の地方交付税の持つ
ている性格、そういうものは今後ともなくなるこ
とはありませんし、その点に關して、総理が今後
ともそういう機能をなくす方向に考えているとい
うことは、とてもじゃないけれども、ありませ

ん。

○吉井委員 いや、総理答弁は割とはっきりして
いるんですよ。答弁は、「地方交付税の財源保障
機能については、財源保障ですよ、「保障機能に
ついては、その全般を見直し、縮小する」と。こ
れは私の本会議質問への総理の答弁なんです。

どうも今までの総務省はそうじゃなくて、財務
省はそういうことを言つたとしても、いや、総務
省としては、財源保障機能と調整機能、二つの機
能があるわけですから、これを守つていくんだと
いうことで言つてこられたんですが、総理答弁が
こうなつてくるものだから、それで、総務大臣の
方が廃止、縮小という方向をとられるのかどうか
伺つておられます。

○麻生国務大臣 今総理の言葉を言ひましたけ
れども、縮小ということとは、それは豊かになつて
くれば絶対量が減りますので、縮小するといふこ
とになり得る可能性はもう間違ひなくあり得る
と思います。縮小というのは財源の総額ですよ。

しかし、問題として、交付税の財源保障機能と
いうものがありますので、この機能は今後とも重
要性を増すことはあつても減ることはありませ
ん。

○吉井委員 片山前大臣が一昨年四月の経済財政
諮問會議に出した資料、「三位一体改革の進め方
について」では、地方交付税の改革の財源保障機
能と財政調整機能に於いて、「地方交付税のウェ
イトは低下するが、地方団体に対して行政任務に
見合つた財源が全て地方税によつて財源確保され
ない限り、地方交付税により財源保障を行ひなが
ら、一体的に財源調整を行うことが必要。した
がつて、地方交付税の財源保障機能と財政調整機
能は一体不可分の關係にあり、どちらか一方を切
り離して廃止するといふ考え方はとれないも
の。」といふことを言つておられます。

総務省がこの立場をとつてきたことは間違ひな
いと思うんですが、この点は確認しておきます。

○麻生国務大臣 片山さんとそんなしょつちゅう
意見が合うわけじゃありませんけれども、その意

見に関しては間違ひなく合つております。

○吉井委員 ところで、昨年十一月の麻生大臣の
経済財政諮問會議への提出資料、「三位一体の改
革を推進するための地方税財政制度 地方交付税
改革を中心に」というところでは、参考二のこ
ろで、財源調整については、財源調整機能の確
な発揮という言葉が入つております。ところが、
財源保障の方は、財源保障のホの字も出てこ
ないんですよ。一般財源総額の確保とか総体としての
保障という言葉、その表現はあるんですよ。

片山さんは、一体不可分の關係、どちらか一方
を切り離すことはできないと言つていたんです
が、麻生大臣は、切り離すことができて、廃止は
できないが縮小はできる、こういう考えに立つて
おられるのかどうか、伺ひます。

○麻生国務大臣 今御質問の意味は、縮小する方
向で考えているかといふことなんだと思ひます
が、考えておりません。

○吉井委員 廃止はできないが縮小はできるとい
うことじゃなくて、その縮小はできないという考
えですね。

○麻生国務大臣 言葉が足らなかつたかもしれま
せんが、景気がよくなつてくればそのところが
小さくなるということとは十分に考えられると思
ひますけれども、本来持つております機能という
ものが縮小されるというふうなことはありません。

○吉井委員 景気にかかわる話はまた後ほど少し
触れようかと思ひますが、この財源保障機能の廃
止という議論は、マクロの議論として、地方分権
推進會議の議論の中で一部の委員から出ていた話
ですね。それは大臣もよく御存じのとおりです。

そのねらいとするところは、交付税総額を、国
税五税の一定割合の部分は法定率分という表現を
とり、国税五税の一定割合以外の部分には法定率
以外の部分、これは一般会計において行われる上
乗せ分といふことでの法定率以外の部分という表
現を使つていますが、このそれ以外の部分につ
いては財源保障しないという主張でありました。
こうした乱暴な議論といふものは委員会での委

員の意見の一致を簡単に見えないというのは当たり前だと思ふんですが、ところが、一致を見ないうちに強引に意見に盛り込まれたために、十一名の委員のうち、鹿児島市の市長さん、石川の知事さん、筑波大学の岩崎教授、東大の神野教授が明確に反対され、吉永みち子さんは反対とか賛成とか態度を問う問題じゃないと言って署名を拒否された、こういう事態になっています。審議会委員の半数に近い委員がその審議会の答申する内容に反対とか署名を拒否するということが、政府の審議会では極めて異例のことです。

さすがにこの意見というのは経済財政諮問会議の決定などには反映されなかったんですが、ただ、問題は、一部の委員の方が財政制度審議会と地方分権推進会議の委員を兼任しているということがあって、その考えが財政制度審議会に持ち込まれてくる、それが財政制度審議会の昨年の答申の形になってきたということを言わなきゃならぬと思ふんです。

そこで、この法定率以外の部分の財源保障をしないということを少し現状に当てはめて考えてみると、二〇〇五年度交付税の算定の基礎の中で、二〇〇五年度で見ますと、交付税総額は十六兆八千九百七十九億円で、そのうち法定率が十一兆九千八百十億というふうに表示されていますから、差し引きすれば、残る四兆九千六百六十九億が法定率以外の分ということになってきます。これは交付税総額の二九%で、非常に大きいものです。これだけ巨額の交付税を現実に財源保障から除外するというのは不可能ですが、除外の方向に向かっているんじゃないか、そこが非常に懸念される点ですね。

この点について伺います。

○麻生国務大臣 基本的には不可能です、今言われたのは。

○吉井委員 総務大臣、あなたが昨年十一月に経済財政諮問会議に出しておられる資料によれば、二〇〇六年度までは二〇〇五年度並みの一般財源総額は確保するということははっきりしておられ

ます。それ以降を策定する中期地方財政ビジョンでは、「歳出見直しと税の増収による地方財源不足の早期解消」というふうにあるわけですね。

これは、財源不足の中で歳出見直し、つまり抑制をどんどんやって、税の増収が仮にあるとすると地方財源不足の早期解消ということになるんですが、財源不足がなくなれば、分権推進会議の一部の委員や財政審の答申の言っている財源保障を廃止するということを実現することになってきます。そういうことをねらっているのではないかと、いうふうに思われますが、この点はどうでしょう。

○麻生国務大臣 ねらってもありませんし、ならないと思ひます。

○吉井委員 そこで、景気の方を少し見ておきますと、今の景気はともじやないが財源不足が解消されるような状況にありません。そういう現状になってしまつと、景気回復の方はますます遠のいてしまつという問題がありますが、仮に景気が回復して、通常収支の不足額七兆五千億円を超える十一兆一千六百二十一億円の財源不足を解消するということは、やはり不可能に近い話だと思ひます。

二〇〇五年度地財計画の概要によれば、二〇〇五年度で、財源不足十一兆一千六百二十一億、うち通常収支の不足七兆五千二百二十九億とあるわけですが、普通は財源不足のところは交付税ということになるわけですが、この財源不足を税収の増税で圧縮するか、あるいは歳出見直しによる財源不足の圧縮、これを並行して進められていくという。これは、現行制度のもとで考えれば、財源不足を減らそうというときには、増税すれば減る方向に行きますし、それから歳出の見直し、抑制をかけることによって財源不足の圧縮ということになるわけですね。

増税なり歳出削減なりを徹底的に進めることによって財源不足をなくす取り組みをした上で財源不足を解消していく、そういうふうに進めていく

方向で、その上で、大臣が出した文書を見ていますと、法定率分を再セットするというのがありますね。これは現行の交付税率を結局引き下げるということを意味してくるんじゃないか。

財源不足を解消するという方向に、要するに、片方増税で圧縮になりますね、歳出抑制で圧縮になりますね、それで財源不足をなくす取り組みをやつてくれれば、結局そこで出てくるのは現行の交付税率引き下げ。つまり、法定率分を再セットするということを文書に書いておられるんですが、法定率分再セットというのは現行の交付税率を引き下げるということを意味してくるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○麻生国務大臣 先生、こういうのを見られて、よくそこまで、想像力は大きいたものだと思つて感心して聞いていますけれども、法定率を再セットするということは、現行の二九%や何やらの、たばこ税や何やらの分を上げる、そういった形にいたしました地方の収入はふやすということの意味するものであつて、それを上げた分だけ交付税の率を下げるのかというつもりは全くありません。交付税や何やらの、それを下げる方に使ふんじゃないかという、邪推もしくは思い込みなんですけれども、それは全く違う。反対の想像をいただいた方がよろしいんだと存じます。

○吉井委員 もともと地方の財源不足のときには交付税率引き上げを考えなきゃいけないんです。しかし、現実には、それをやらないで特会借り入れでやってきたんです。特会借り入れをやつたとしても、それは国の方の財政の都合で特会借り入れで地方交付税の補いをするわけですから、本来、国が全部持たなきゃいけないですね。しかし、それを後年度において地方に負担させるといふやり方をやってきているぐらいですから、ともじやないが、この再セット、リセットという話は交付税率を引き上げるといふ方向で考えておられるようにはなかなか理解しがたい。

これは邪推という世界じゃなくて、実際に財源不足があつて、増税によって財源不足分を減らす、歳出抑制によって減らしてくる、こうして解消してくれば、もともと財源不足に充てる地方交付税の方は率を減らしてやつていけるという話になってきますから、だから、法定率分再セットと書かれている文は、こういうやり方をやるならば、つまり、増税なり歳出削減なりを徹底して進めることによって財源不足をなくすという取り組みをした上でであれば、これは現行の交付税率を引き下げるといふことを意味するのではないですか、こういうことなんです。

○麻生国務大臣 今、差が七兆ありますので、七千ぐらいならまた話は別かもしれませんが、それでも、それはとも今の段階で考えられる話ではありませんが、私の生きている間にそういうことになれば最高だとは思ひますけれども、なかなか簡単な話ではない、よほど景気がよくなったといひましたもちよつとなかなか難しいなという感じがいたしますので、今の御懸念のことは当たらないと存じます。

○吉井委員 交付税の方が、もともとこれは非常に財源不足の中で必要なわけですから、簡単に減らせる話じゃない、これは当たり前なんです。しかし、縮小の方向で考えるというのが総理の答弁にもあつたわけでありまして、そういう点では、この法定率分の再セットということが現行交付税率引き下げということの意味するといふふうに読み取ることもできるし、またそれは大変懸念されることだといふのは、麻生大臣のお話はわかつたんです。しかし、総理の国会での答弁からすると、なかなかそうはいかない。

だから、財務省や総理がそういう地方財源を圧縮する方向で考えていることについては、そんなやり方を進められては困る、三位一体改革と称して、結局国の財政対策で地方にしわ寄せをやるようなやり方はとてもじやないが許されないうことだ、このことを申し上げまして、時間が来たという札が参りましたので、質問を終わります。

○実川委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

きょうは、大臣、予算委員会から総務委員会、また予算委員会、総務委員会と、本当に御苦労さまでございます。また、委員の皆様方も大変お疲れだと思いますが、いましばらく御協力をお願いしたいと思います。

財務省と総務省そして地方団体、この間で最も大きな争点となりましたのが地方交付税の総額だと思いますが、入り口ベースでは八千億円削減の十四兆五千七百億円、出口ベースでは二〇〇四年度をやや上回る十六兆八千九百七十九億円と前年度に比較して百億円ほど多く、一応二〇〇四年度の水準は確保したことになるわけでございます。

入り口ベースでは、財務省としては、八千億円削って地方に渡すことができた、顔が立ったというふうな状況でございますし、また出口ベースでは、総務省は、地方の配分は前年度をやや上回ることができた、そういうことが言えるわけです。また、交付税を含む地方税と臨財債、これを合わせた一般財源も前年度比〇・一％のプラスとなり、削減に歯どめはかかったわけでございます。

しかし、自治体財政の危機的な状況の深刻さというものは、私は、改善されているわけではないと思うんですね。何となれば、二〇〇五年度は二〇〇四年度と同程度とはいえ、そもそも二〇〇四年度の水準自体が、交付税と臨財債合計二％削減され、そしてそのことによって二〇〇四年度予算がなかなか組めない自治体があったという状況の中で、そのレベルにとどまっているわけでございます。さらに削減がされなかっただけであって、私は、これまで失った失地を回復できている状況ではない、このように思うわけでございます。

しかも、例えば、市町村ごとに見ますと、財政力が低い自治体では税収がふえませんが、また、臨財債が減られるダブルパンチになる懸念もあるわけでございます。特に、基金を使い切るなどし

た自治体にとつては事態は非常に悪化していると思われるべきだと思いますし、一般財源の総額を確保したからいいじゃないかでは済まないんじゃないか。個別団体は今非常に大変な状況にあるということだけは認識していただきたいと思うんです。

とりわけ、国庫補助負担金の改革分の財源が所得譲与税で補てんされることになるわけでございますが、削減額の八割程度を移譲するという基準、この基準自体が自治体の財政運営を非常に厳しくしているわけでございます。特に、補助金を削減あるいは廃止された部局にとつては財源削減として働くことになるわけで、特に人口基準での自治体間の配分は、昨年、公立保育所等を多く持つ市町村にとつては大変大きな財源不足の原因となったわけでございます。今までの分が来なくなったわけでございますので、そういった意味で、自治体間の格差は広がっていると考えております。

国庫補助負担金削減に見合うように所得譲与税で補て、なお足りない部分は交付税できちんと対応されるのかどうか、改めて大臣にお聞きしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 横光先生の御心配というか御懸念、当然なんです、されます。基本的には、さ

れです。細目につきましては、瀧野自治財政局長の方から答弁させます。

○瀧野政府参考人 税源移譲に伴いまして、八割程度しか移譲されない場合はどうするかという御質問でございます。

御指摘のように、一般財源化されても、直ちに全体の仕事のスリム化はできないという場合も当然あるわけでございます。そういった中で、税源移譲については、義務的なものは十割ですけれども、それ以外のものは八割、こういう率になっておりますが、地財計画を立てる段階におきましては、スリム化される部分も含めまして全額を計画の歳出の中に組み入れて、地方交付税の算定におきまして全額を基準財政需要額に算入するとい

う形にいたしましたして、三位一体改革の影響がそれぞれの団体に大きく出ないように工夫をしたいと思います。その中で、数年かけましてスリム化を図っていきたいというふうな考えておるところでございます。

○横光委員 先ほど私が申し上げましたように、地方はこのことによつて非常に状況は悪くなっているわけですので、そういった面では、今の御答弁、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

また、地方交付税として配分される額のうち、過去の地方債の元利償還費がどのくらいのウェイトを占めるのか。交付税でせっかく配分されても、過去の借金返済のための財源としなければならぬ割合がふえているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○瀧野政府参考人 交付税の算定上、地方債の元利償還金に充てられていく割合でございますが、各地方団体の発行量に応じまして交付税の基準財政需要額に一定の元利償還金を算入するわけでございますが、こういったものの総額は、平成十六年度で七兆六千億余ということでございまして、前年度比で見ますと若干の減にはなっておりますが、非常に高い水準になっておるといことは事実でございます。

○横光委員 地方にとつては、臨財債の元利償還分については後年度地方交付税で措置されると言われておるんですが、この赤字地方債を埋めるためにまた赤字地方債を使う、これが現実なんです。そして結局、先送り先送りの形で、さらに利子がかさんでくるというような現状があるわけでございます。ですから、赤字地方債による利払いを自治体に押しつけるような方向は極力これから抑えていただきたいということでございまして、また、今回、地方と政府との協議が行われたということは非常に大きい意味を持っていると私は考えております。補助金や交付税など財政調整のあり方について、国が一方的に決めるのではなく、一方の当事者である自治体との協議機関を設置するよう我々は求めてきたわけでございます。

が、大臣も先ほど地方と話し合う正式の場を初めてつくったというお話がございました。これは私は前進であると思いますが、さらに一歩前進させるために、いずれ法律に基づいた地方財政委員会のようなそういった協議会を制度化すべきではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 地方団体の方からも、いわゆる地方財政計画というものの策定に参画したいという希望というものが前からありましたので、これを受けまして、平成十七年度の地財計画を策定するに当たりまして、三回、地方六団体と協議を重ねさせていただいております。さらに、ことしに入りましてから、先ほど申し上げましたように、総務大臣並びに総務省次官ほか自治財政局長等々出席して、副大臣を含めて出て、地方財政に関する総務大臣・地方六団体合意というのを正式に発足させておまして、地方財政関連法案について既に協議をさせていただいたりいたしております。

先ほど安住先生だったかの質問でしたと思いますが、地方との信頼関係というのが成り立つた上でないとこの種の改革というのはとてもじゃないけれども実を結ぶことにはなりませんので、思いつきやら押しつけやらではとてもできる話ではない、基本的にそう思っておりますので、今後とも、重要事項、地財計画に限らなくても、今後とも、全般にわたって、今申し上げたいわゆる会合を正式に発足させておりますので、これを使いまして、きちんとした形で、意思の疎通を図った上で事を進めてまいりたいと考えております。

○横光委員 地方財政計画の策定プロセス及び地方交付税の算定プロセス、こういった地方六団体が参画した上でちゃんと協議をしていたのだという、このことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○実川委員長 次回は、明日水曜日午後二時五十分理事會、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五分散會

平成十七年三月十六日印刷

平成十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E